

2025年2月18日

放送人権委員会決定 第80号
「調査報道に対する
地方自治体元職員からの申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「調査報道に対する地方自治体元職員からの申立て」
に関する委員会決定

— 見 解 —

申立人 兵庫県洲本市役所の元課長

被申立人 株式会社 サンテレビジョン

苦情の対象となった番組

『ニュース×情報 キャッチ+』（平日 午後5時20分～午後6時）

放送日 (1) 2023年9月26日（前編）

(2) 2023年9月27日（後編）

【決定の概要】	3 ページ
本決定の構成	
I. 事案の内容と経緯	5 ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	5 ページ
2. 本件放送の内容	5 ページ
3. 論点	6 ページ
II. 委員会の判断	7 ページ
1. 本件申立てとその背景事情	7 ページ
2. 本件放送による社会的評価の低下について	9 ページ
3. 本件放送の真実性と相当性	11 ページ
4. 放送倫理の観点からの検討	25 ページ
III. 結論	27 ページ
IV. 少数意見	28 ページ

1. 廣田智子委員長代行の少数意見	28 ページ
2. 松尾剛行委員・松田美佐委員・斉藤とも子委員の少数意見 ..	31 ページ
V. 放送概要	34 ページ
VI. 申立人の主張と被申立人の答弁	55 ページ
VII. 申立ての経緯と審理経過	58 ページ

【決定の概要】

本件は、サンテレビが2023年9月26日と27日に放送した『特集 内部告発』の「【前編】洲本市元課長の不正行為～東京アンテナショップ元店員たちの証言と録音データ『現市長は知っていたはずだ…』～」と「【後編】洲本市元課長の不正行為『公金で高級和牛を女性に』～サンテレビの市への情報公開請求で分かったお金の流れ～」が、同市魅力創生課元課長の不正行為やその疑惑を取り上げたことに対し、元課長本人が放送の内容は虚偽であり名誉権を侵害されたとして申立てを行った事案である。

【前編】【後編】(以下「本件放送」)は、同市東京アンテナショップ(以下「ショップ」)の元店長と元店員らの証言を手がかりとして、申立人が当時、目を掛けていた女性(以下「X氏」)のために公金を私的に流用したり、同市の広告事業などにおいて便宜を図るなど、不正行為やその疑いがあったと報道した。ショップは、公募で選ばれた第三セクター(以下「三セク」)が市から運営を委託され、2019年1月下旬にオープンしたが、わずか2カ月あまりで市から契約を解除された(以下「契約解除」)。また、同三セクは、それとほぼ同時にふるさと納税事業者としての承認も市から取り消された(以下「承認取消」)。

本件について、委員会は、名誉権侵害の問題に加えて、放送倫理上の問題について、以下の通り検討し、人権侵害は認められず、放送倫理上の問題があるとは言えないと判断する。

本件放送に申立人の実名はなく、映像で顔にモザイクがかかっているにもかかわらず、ふるさと納税制度をめぐる背景事情から、放送で取り上げられた元課長が申立人であると特定することができた視聴者は相当数いたと考えられ、特定可能性は認められる。

本件放送は、以下のような内容により申立人の社会的評価を低下させた。①申立人が、ショップに来店するたびに、自分で代金を支払わず弁当などの商品を公金で飲食したり、盗んだりしていたと報道した。②申立人が、ショップを運営する三セクに対し、ショップのレジ袋を(直接にレジ袋の製造・販売業者から購入するのではなく)X氏が勤務していた広告代理店を通して購入するよう一方的に指示し、三セクがそれに従い購入したところ(予定の)8倍近い価格だったと報道した。③申立人のショップでの「万引き・横領行為」について、当時の店員らが三セクの社長に改善を求めめるために提出した要望書が、ショップから関連業者にFAXで送信された。それを知って名誉毀損だと立腹した申立人が、報復としてショップの契約解除と三セクの承認取消へと導いたと報道した。④申立人がショップの店長について、売り上げを抜いていたという虚偽の噂を流して

いると報道した。⑤申立人が、公金でX氏に牛肉やハンバーグを送付し、それが常態化していたと報道した。⑥市の広告事業発注先が、2019年秋、X氏が勤務していた広告代理店から、X氏が設立したばかりの企業に変更され、それから3年間に約4,600万円が支出されたという事実を前提として、この発注先変更は、申立人とX氏が親しい関係にあったからではないかという疑念を提示した。

本件放送には、事実の公共性と目的の公益性が認められるため、事実摘示による人権侵害の有無については、真実性又は相当性が認められるか否かが問題となる。上記①～⑤の事実摘示のうち、⑤の一部について相当性が認められないが、多くは真実性又は相当性が認められるため、結論として本件放送に人権侵害があったとすることは相当でないと考える。

地方公務員の不祥事に関連する報道では、職務上の行動は出来る限り公開されることが必要であり、取材結果から推論したことを断定するのではなく、その疑いがあるという限度で報道したにとどまる場合、疑念として合理的な根拠があれば足りると考える。⑥の広告事業発注先の変更が、申立人とX氏が親しい関係にあったからではないかという疑念の提示については、サンテレビがそのような疑念を抱いたとしてもやむを得ない程度の合理的な根拠があったと認めることができる。

放送倫理上の問題の有無について、委員会は、サンテレビが本件放送でX氏に焦点をあてた構成としているのに、X氏と同氏が勤務していた広告代理店への取材が行われていなかったことについて検討した。委員の中には異論もあったが、本件放送の主たる対象の申立人への直接取材が行われていたことから、X氏と同氏が勤務していた広告代理店への取材が行われていなかったことについて、委員会は、放送倫理上の問題があるとは言えないと判断する。

委員会は、サンテレビが、洲本市で管理職にあった地方公務員の不正や、それを許した市幹部らのリーダーシップの欠如という地域にとって重要な問題に果敢に取り組み、ローカル局に期待される役割を真摯に果たそうと努力してきた経緯を積極的に評価する。ただし、本決定には、X氏や同氏が勤務していた広告代理店への取材が実現していなかったことについて、人権侵害であるという反対意見、及び、放送倫理上の問題があるという反対意見が付されている。サンテレビには、委員会決定の結論だけを見て満足するのではなく、これらの反対意見の趣旨も踏まえて、今後、人権により配慮した番組をつくるよう努めることを要望する。

I. 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

申立ての対象は、サンテレビ（神戸市）が2023年9月26日と27日に放送した夕方ニュース番組『ニュース×情報 キャッチ+』であり、ふるさと納税PR事業のために兵庫県洲本市が出店したアンテナショップで、市の元課長が現職時代に不正をはたらいていたという内容の調査報道を放送した。申立人は元課長で、放送内容は虚偽であり名誉を毀損されたと申し立てた。

申立人の元課長は、放送などでの謝罪、インターネット上の当該ニュース動画の削除などを求めている。被申立人のサンテレビは、元課長は電話取材に対し全てを否定したが発言に具体的根拠はなく、元店長らの証言や伝票のコピーなどの物証からみて放送内容は真実であり、少なくとも真実であると信じるに足る相当の理由があるとしている。また、地方自治体の管理職の地位にある公務員が公金が投入されたアンテナショップで行った不正行為を番組で取り上げたもので、公共性があり公益を図る目的で放送したと反論している。

双方による交渉が不調に終わり、第326回委員会で、本件は委員会運営規則第5条（苦情の取り扱い基準）の要件を満たしていると判断し、審理入りが決定した。

2. 本件放送の内容

『キャッチ+』は2021年4月にスタートしたニュース番組で、平日の午後5時20分から午後6時まで生放送（2024年4月から午後5時5分スタートに変更）、報道部が担当するサンテレビのメインニュース番組。番組のMCは2人のアナウンサーで、コメンテーターには神戸新聞の論説委員や元プロスポーツ選手、元タカラジェンヌなどが就任している。視聴エリアは兵庫県と大阪府全域。

9月26日放送の【前編】（放送時間・正味15分）では、アンテナショップ元店長たちの内部告発をもとに、元課長が代金を支払わずに商品を飲食していたなどと報道した。9月27日放送の【後編】（放送時間・正味10分53秒）では、情報公開で得た資料や元店長たちの証言などをもとに、元課長の指示により、公金で家族や知人に高級牛肉などが送られていたなどと伝えた。（以下あわせて「本件放送」という）

なお『キャッチ+』は公式YouTubeで生配信を行い、特集などの動画を切り出してYouTube上に掲載している。【前編】【後編】とも、YouTubeで配信されている。

3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおり。

○本件放送は申立人の名誉を毀損したか。

- ・本件放送で、申立人の社会的評価を低下させる可能性のある事実摘示は何か。
- ・摘示事実の公共性、目的の公益性は認められるか。摘示事実は真実であるか。仮に真実と認められないとしても、被申立人が放送の段階で真実と信じていたことについて相当の理由があったと言えるか。

○本件放送に放送倫理上の問題はあったか。

II. 委員会の判断

1. 本件申立てとその背景事情

本件申立ての対象は、サンテレビが2023年9月26日と27日に放送した『特集 内部告発』の【前編】と【後編】である。申立人は、この番組で取り上げられた洲本市魅力創生課の元課長である。

同市の旧東京アンテナショップ（以下、「ショップ」という）は有楽町で2019年1月23日にオープンしたが、4カ月後に閉店した。市は、プロポーザル方式による選定を経て、ショップの運営を地元でレストランを営んでいる市の第三セクター（以下、「三セク」という）に委託した。三セクでは、レストランの支配人（以下、「支配人」という）が東京業務の責任者となった。なお、三セクの当時の社長は、当時の副市長（現市長）であった。

本件放送では、当時のショップの店長（以下、「店長」という）や店員らが、申立人の不正行為について証言した。

申立人は、準備段階からショップに関わっており、オープン前後の数日に加え、その後も何度か来店していた。申立人は、2月28日から3月3日の東京滞在中も来店した。ショップでは、3月2日と3日、足湯イベントが開催された。このイベントには当時、市と取引があった広告代理店に勤務していた女性（以下、「X氏」という）も参加した。その後、当時の店員らにより、申立人がショップで「万引き・横領行為」をしており、店長や市に言っても話が通じないなら警察に行きたいと、改善を求める要望書（以下、「要望書」という）が作成され、3月5日、市役所において店長から社長に提出された。この間、要望書がショップからいくつかの関係業者にFAXで送信され、そこから申立人の手にも渡った。3月7日、申立人からショップに電話があり、店長に対しその内容はすべて事実無根であるとの説明などがなされた。

その後、三セクは、ショップの運営について契約業務の不履行を理由に、3月30日までの履行や報告等が行われない場合、委託契約を解除する旨の3月22日付の通知を受け取り、また、「市又は他の参加事業者の名誉を棄損する行為等他の事業者の迷惑になる行為」を理由に、ふるさと納税の指定事業者としての承認を取り消す旨の3月25日付の通知を受け取った。ただし、そこには3月30日までに名誉回復等の措置を講じ参加事業者として適当であると認められた場合、承認取消は行わないと付記されていた。結局、4月16日に市役所で行われた関係者の協議により、三セクは、3月31日付で市からショップの運営委託契約を解除されることが決まった（以下、「本件契約解除」という）。このとき、三セクのふるさと納税の事業者としての承認取消も決まった（以下、「本件承認取消」という）。ショップは5月中旬に閉店した。

それから3年たった2022年5月、市は返礼品のルールに違反したとしてふるさ

と納税制度の対象から除外されることになった。サンテレビは、それ以来、市のふるさと納税にかかわる様々な問題について折に触れて報道しており、2023年6月には、社内に調査報道チームを立ち上げ、取材で得られた証言・資料や、市への情報公開請求で得られた資料をもとに様々な特集を放送してきた。本件放送は、この調査報道チームによる多角的な取材を通じて明らかになった申立人のいくつかの不正行為やその疑惑の一部を取り上げたものである。

この間、市が設置したふるさと納税についての第三者調査委員会(以下、「第三者委」という)は、2023年9月7日、最終報告書(以下、「第三者委報告書」という)を公表し、返礼品の中に地場製品の基準違反があったほか、基準を上回る高額な返礼品が送られていたことや、ふるさと納税の業務で違法又は不適切な事務処理があったことを指摘した。

第三者委報告書とその概要版によれば、申立人は、同市がふるさと納税制度に力を入れ始めた2015年度からふるさと納税事務に積極的に携わるようになり、返礼品のPRの強化等を行った。これにより、寄附件数と寄附受入額が飛躍的に増加した。2017年度に魅力創生課が新設、申立人は課長補佐として配置され、2018年度から課長となった。申立人の指揮の下で積極的な返礼品等プロモーションが展開され、寄附件数と寄附額が顕著に増大した。そうした中で、市長・副市長ら幹部はコンプライアンスの意識が低く、法令遵守面でのリーダーシップが欠如しており、寄附受入額の増加を歓迎し、申立人を評価し、その方針・手法を無条件に歓迎していた。第三者委報告書は、このような市長らの態度が、申立人の「増長を招き、他の魅力創生課員を追従せしめ、様々な違法、不適切な事務処理につながっていったことは否めない」と指摘した。また、申立人への過度な権限集中については、その過程で幅広い魅力創生課の業務について、申立人だけが計画を把握している状況が生じ、申立人の「独断専行的な業務遂行に問題を感じていても誰も口出しができない状況に陥った結果、種々の法令違反等の問題が容認、放置されてきたと推測される」とも指摘した。

なお、第三者委報告書は、ショップについて、三セクは「ショップ開店後わずか2カ月あまりで洲本市から委託契約を解除されていた」とし、本件契約解除は「業務の処理に関し適切な履行を求め改善を指示したが、期限までに適切な措置が実施されなかったため」とされているが、背景には三セクと市、とりわけ申立人個人との間で「多岐にわたる紛争が存在したようである」と指摘した。これに続いて第三者委報告書は、三セクの本件承認取消について、「その取消理由は極めて不明確で合理性を欠いており、正当な理由なく特定事業者を排除した可能性が高いものと考えられた」という評価も示した。

このような状況で、サンテレビは、9月26日と27日、申立人の不正行為やその疑惑について報道した。これに対して、放送の内容は虚偽であり名誉毀損だとして委

員会に申立てがなされた。

以下では、申立人の主張内容に基づいて名誉権侵害の有無の問題を検討するほか、放送倫理上の問題について判断する。

2. 本件放送による社会的評価の低下について

(1) 申立人の特定可能性

本件放送に申立人の実名はなく、映像の中で申立人の顔にはモザイクがかかっていた。しかし、いずれの放送においても、冒頭で洲本市魅力創生課の元課長が、不適正な事務処理などがあったとして、2023年3月に停職6カ月の懲戒処分となり、その後、依願退職したことが説明されており、その元課長の不正行為についての「内部告発」であると指摘されていたことに加えて、同年9月7日、前述した第三者委報告書が公表されていた。第三者委報告書や新聞・テレビの報道で申立人の実名は示されていなかったものの、このような状況のもとでは、申立人と面識がある者だけでなく、申立人と面識がない者であっても、本件放送で取り上げられた同市魅力創生課元課長が申立人であると特定できる視聴者は相当数いたと考えられ、特定可能性は認められる。

(2) 本件放送は申立人の社会的評価を低下させるものか

ア) 本件では、サンテレビの放送による名誉毀損について人権侵害か否かが主たる争点となっている。それを検討する前提として、テレビで放送された報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるか、さらに番組による報道の内容が人の社会的評価を低下させるか否かという点については、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断するのが相当である。テレビ報道番組により摘示された事実がどのようなものであるかという点については、当該報道番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、判断すべきである（最判平成15年10月16日民集57巻9号1075頁）。

本件放送で取り上げられた内容は多岐にわたるが、申立人が提出した申立書、反論書などの書類及びヒアリング結果から、申立人の社会的評価にとって問題となる事実摘示は次のようにまとめることができる。

イ) 【前編】では、来店するたびに自分で代金を支払わず、弁当・サンドイッチ・オレンジや菓子などの商品を公金で飲食したり、盗んだり、店長に無断で商品をX氏などに渡していたという申立人の行為について報道された。この報道には、それについ

ての店長の証言が含まれていた。また、申立人が商品のオレンジを食べていたという元店員Aの証言と、商品の菓子・弁当・スープを食べていたという元店員Bの証言も含まれていた。さらに、2019年3月5日、市役所において店長が社長に要望書を提出したときの会話の音声も放送され、画面にはそのテロップが表示された。また、申立人が来店するときには、市と取引のある広告代理店に勤務する女性X氏が同行しており、X氏は勝手にショップの商品を試食品として客に渡していたという元店員Bの証言も放送された。これらの事実摘示は、本件放送の中でそれを否定する申立人の発言が紹介されていたとしても、申立人の社会的評価を低下させるものである。

ウ)【前編】では、ショップの運営を市から委託された三セクに対し、申立人が、ショップのレジ袋を（直接にレジ袋の製造・販売業者から購入するのではなく）X氏が勤務していた広告代理店を通して購入するように指示し、それに従い購入したところ（予定の）8倍近い価格だったという店長の証言が放送された。この事実摘示は、ショップ側の準備が間に合わなかったからだという申立人の反論が放送されていても、三セクが、申立人の一方的な指示により、割高なレジ袋を購入することを正当な理由なく申立人に強いられたと一般の視聴者に受けとめさせるものであるから、申立人の社会的評価を低下させるものである。

エ)【前編】では、本件契約解除の背景にはX氏をショップの店長にしたいという申立人の意向があり、また、本件契約解除と本件承認取消の直接のきっかけは、店長が三セクの社長に要望書を提出したことに加えて、ショップからFAXによる要望書がいくつかの関連業者に送信されたため、申立人が名誉毀損だとして立腹したことだという趣旨の報道がなされた。その際、市議会においてある議員から、申立人が三セクにX氏をショップの店長として雇用するよう強く要求したと耳にしているが、そのことを当時の社長だった市長は知っていたかという質問がなされた場面の映像も用いられた。要望書の社長への提出と、関連業者への送信を知った申立人からの店長への電話の音声も加工のうえ放送され、画面にはそのテロップが表示された。申立人は、その電話で要望書の記載内容を否定するとともに、要望書にかかわった店員らを解雇するよう求めていた。その音声に続いて、それを断ったという店長の証言や、申立人が名誉毀損で訴えると主張したとのナレーションとそのテロップに加えて、申立人が「『目に物を見せてやるぞ』みたいなことを言ってたんで、なるほどねって」思ったし、店長が市長に報告した後、急に雇止めになったので、「(解雇することは)決まってるんだな」と思ったという元店員Aの証言なども放送された。これらの事実摘示は、本件放送の中でそれを否定する申立人の発言が紹介されていたとしても、申立人の社会的評価を低下させるものである。

オ)【前編】では、申立人が店長について、ショップの売り上げを抜いていたなどと言いまわっていたと業者から聞いたが、そんなことは絶対していないと否定する店長の証言が報道された。この事実摘示は、本件放送の中でこのような噂を流したことを否定する申立人の発言が紹介されていたとしても、申立人が店長の仕事ぶりについて虚偽の事実を言いまわったと一般の視聴者に受けとめさせるものであるから、申立人の社会的評価を低下させるものである。

カ)【後編】では、2018年11月に開催されたイベントで余った牛肉を、後日、申立人の指示により、三セクから申立人の家族と2人の知人(そのうちの1人はX氏)に送付したが、牛肉の代金と送料は公金で賄われ、その他にも申立人がX氏に公金で「ハンバーグを送るなど常態化していた」という報道がなされた。これらの事実摘示は、本件放送の中でそれを否定する申立人の発言が紹介されていたとしても、申立人の社会的評価を低下させるものである。

キ) 本件放送のX氏に焦点をあてた構成の中で、【後編】では、市の広告事業の業務発注が、2019年秋、X氏が勤務していた広告代理店から、X氏が設立したばかりの企業に変更され、2022年9月までに約4,600万円を支出したという事実が摘示された。その際、市議会においてある議員が、「申立人の親しい女性」(X氏)が経営する企業へ市が約4,600万円を支出したことについて説明を求める場面の映像も用いられた。そして、これらのことを前提として、なぜこの企業に広告事業を依頼する必要があったのか、不適切な経緯はなかったのか、市による調査が求められるとキャスターが発言した。たとえ番組内でX氏と親しい仲ではないし、発注先の変更には正当な理由があったという申立人の反論が放送されていたとしても、この事実摘示は、2019年の広告事業発注先の変更が、申立人とX氏が親しい関係にあったという、適切とはいえない経緯による発注だったのではないかという疑念を提示することで申立人の社会的評価を低下させるものである。

3. 本件放送の真実性と相当性

(1) 基本的考え方

テレビ放送による事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合において、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があるとき、又は真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるとき名誉毀損は成立しない(最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁)。また、事実を摘示しての名誉毀損における事実の真実性の証明は、摘示された事実のうち重

要でない枝葉の点に関して多少真実と合致しない点があっても、その重要な部分について真実であることが証明されれば足りる（最判昭和58年10月20日判時1112号44頁）。

本件においても、これらの点を個別具体的に検討することが必要である。

（2）事実の公共性と目的の公益性について

本件放送は、サンテレビが、店長の情報提供を手がかりとする取材によって明らかになった申立人の不正行為やその疑惑について報じたものである。本件放送は、なぜ申立人が市のふるさと納税事業において中心的な役割を果たすことができたのか、なぜ市長・副市長・部長などが申立人の暴走を止めず黙認したのか、その原因を明らかにすることを目的としてサンテレビが続けている一連の報道（折に触れての「ニュース」や10回を超える「特集」の放送）の一部であり、事実の公共性と目的の公益性が認められる。

なお、第三者委報告書も、ショップについての問題点を指摘しているものの、第三者委は、それ以外の多くの疑惑について調査を行ったため、ショップについては問題点を詳細に調査するだけの人的・時間的余裕がなく、概括的な調査にとどまったと説明している。本件放送には、第三者委による調査のこうした人的・時間的限界を結果的に補ったという面がある。

（3）真実性と相当性について

ア）サンドイッチの代金不払いについて

申立人が、ショップにおいてサンドイッチを自分で代金を支払わず、市の公金による後払いで食べたという事実摘示について、申立人は、放送された映像は弁当を生産者に渡すために店員に「掛けで」（後払いで）といった場面であり、自分が食べた弁当やサンドイッチの代金は自分で支払ったと反論している。

こうした申立人の反論に対してサンテレビは、取材で入手した映像を手がかりに、この映像は2019年2月28日午後4時ごろに店内で撮影されたもので、店長がラジオの関係者がショップのサンドイッチを気に入ってくれたと報告したところ、申立人が自分も食べてみようとしてサンドイッチを手に取り、「掛けで」という言葉を使って、代金を市に請求するようにショップに伝えていることや、レジ裏側でおしぼりを取りだし、イートインスペースに座った姿が確認されていたと説明している。委員会に、当該映像のデータは資料提出されていないものの、サンドイッチらしきものを手にした申立人が「掛けで」とショップに伝えている場面は放送されており、申立人がおしぼりを取り出す場面とイートインスペースに座っている場面の写真は資料提出されている。

また、サンテレビは、同日付の請求書において、サンドイッチ1個、500円と記載されており、品名の欄には「アンテナショップ試食分（メディア取材用）」と記載されていることを確認していた。

申立人に対するヒアリングにおいて、2月28日、市の公金でメディア取材という説明の下で購入された1個のサンドイッチについて、このサンドイッチは、その日のメディア取材の場ではなく、申立人が1人で食べたという理解でよいかと確認を求めたところ、申立人はそれを認めた。

以上を総合すれば、申立人が、2月28日にショップの商品のサンドイッチを公金による後払いで食べたという事実は真実であると認めることができる。

イ) 弁当の代金不払いについて

申立人が、ショップで弁当を自分で代金を支払わず、市の公金による後払いで食べていたという事実摘示について、申立人はサンテレビの放送前の取材に対し、レジを通さず弁当を食べたり配ったりしたことはない、自分の分は代金を支払っているし、公金による後払いにしたのは生産者に渡した分だと反論していた。また、放送後、申立人は、弁当を食べている場面の映像は、自分で代金を払って食べているところであり、1日がかりのイベントの際には、生産者やその付き添い職員に昼食用に配布した弁当だけでなく、自分の弁当も公金による後払いにしたことはあるが、それは市が主催する他のイベントでも通常のことであり、イベントや打ち合わせ以外の機会に勝手に弁当を食べたことはなく、三セクが把握していないメディア取材や打ち合わせが何度かあったと反論している。

これについてサンテレビは、放送前に、店長や元店員らから、申立人が弁当の代金を自分で支払ったことはないとの証言を得ていた。また、店長からは、申立人から市に請求するように言われたり、そう言われなくても申立人が飲食したことが確実なものは市に請求していたが、確認できなかった分は、損失処理で三セクが負担していたとの証言を得ていた。ちなみに、店長は、申立人の部下たちは自分で弁当代を支払っていたと証言しており、そのインタビューの映像は放送されている。

サンテレビは、市の決裁書から、「メディア取材」と記入されていた弁当代金の支出のうち、公金で購入されたおにぎり・サンドイッチ又は弁当が1日につき1～3個だった日は、2月22日・28日、3月1日・2日・3日・9日であったことを確認していた。このうち、店長の記録によりメディア取材があったと確認できていたのは3月1日だけで、申立人とX氏がイベントのため来店していたことが分かっていた3月2日・3日はメディア取材の記録はなかった。3月2日に出勤していた元店員も、その日にメディア取材はなかったと証言していた。ところが、両日の弁当などの請求書の写しには、「アンテナショップ試食分（メディア取材用）」との説明のもと、3月2

日は2個の「ステーキ弁当」(そのうち1つは見切り品)と1個の「ロース牛丼」、3月3日は「ステーキ弁当」と「贅沢海鮮丼」の各1個との記載があった。サンテレビは、3月2日の見切り品の弁当については、それをメディアに提供したとは考えられなかったとも主張している。

なお、申立人は、放送前は、公金で支払われた弁当は生産者に渡したものだと言明していたのに、放送後、市の決裁書に「メディア取材」と記入されていた弁当について、2月22日・28日、3月1日・2日はメディア取材か業者との打ち合わせがあった、三セクはそれを把握していなかったと反論しているが、3月3日と9日については何も反論していない。

3月2日・3日の弁当に関しては、店長が市長に提出した要望書に、ショップでのイベントの際、「最初、市の人だと思っていた髪の長い女性が売掛で弁当を購入していました」、「後で店長に報告をしたときに、市の方ではないことを知り驚きました(ディスプレイ等にも口を出していたので)」、その女性が「勝手にビールを開けてお客様に渡していました」という記載があった。【前編】には、X氏が勝手にショップの商品を試食品として客に渡していたという元店員の証言の音声とそのテロップがあり、他に該当しそうな女性はいなかったことから、要望書に記載された「髪の長い女性」はX氏を指していると認められる。

以上の申立人とサンテレビの説明のなかで、サンテレビの放送前の取材結果のうち、要望書については、当時の店員らが雇止めになる前に作成されたものである。申立人のショップにおける行為が目にとったため、店員らが何とかしてほしいと店長を通じて社長に改善を求めることになったという経緯から考えて、その記載が事実無根であったとは考えにくい。そのことは、【前編】で放送された、店長と社長の会話の音声によっても裏付けられる。店長は社長に対し、申立人がショップで「万引き・横領行為」をしておりひどすぎるので、店長や市に言っても話が通じないなら警察に行きたいと、店員らが改善を求めていることを切実に訴えていた。それを聞いた社長も「こんなことは普通に許されたいかん」と発言しており、社長も店長の説明を疑ったり、否定するような態度をとってはいなかった。店長と元店員らの証言を手がかりとしながらも、口裏合わせの可能性も考慮して、店長の証言のうち、元店員たちの複数の証言、第三者の証言や物証があった事実に限って放送で取り上げたというサンテレビによる報道姿勢についての説明に、格別に不審な点はない。

以上を総合すると、申立人が事前の電話による本人取材でそれを否定していても、上記ア)のサンドイッチだけでなく、3月2日・3日に購入され、その代金が公金で後払いされた5個の弁当にも、申立人が自分で食べた分が含まれており、それ以外の「メディア取材」と決裁書に記載されているのに、メディア取材が確認できなかった日の弁当代にも申立人が食べた分が含まれていたと推認して、申立人がショップで弁

当を食べるとき、自分で代金を支払わず、市の公金による後払いにしたり、三セクが損失として代金を負担していたという事実を、サンテレビが真実であると信じたことには、少なくとも相当の理由があるということが出来る。

ウ) オレンジや菓子などの商品の代金不払いについて

申立人がショップでオレンジや菓子などの商品を食べていたという事実摘示について申立人は、「賞味期限切れの商品を店長の許可を得て試食」、「すべてレジを通してお金を払っている」、「煎餅は試食として提供されていた」、「いちごは傷んでいて売り物にならないから食べた」などと反論している。また申立人は、オレンジについては、ショップの商品ではなく、3月1日・2日にショップで開催されたイベントでの試食と販売用に市が購入したものであるとも反論している。

これに対し、サンテレビは、申立人がショップで商品のオレンジや菓子を食べたことについて、店長と元店員から証言を得ていた。例えば、ショップの客から、男性が商品の果物を店内で食べているが「大丈夫か」と言われたので確かめに行ったところ、申立人がオレンジを驚掴みにして食べていたという元店員の証言があった。また、要望書には、申立人が、会計をしていない菓子（バウムクーヘン、煎餅）、オレンジ、いちご、スープ、ソフトクリーム、サイダーなどの商品を店内で飲食しているという記載や、菓子をポケットに入れて持ち歩いていたという記載、商品を勝手に客に提供していたという記載、店内で食べた商品（その日に販売記録のない商品）が入っていた袋がスタッフ用ごみ箱に捨てられていたという記載などがあつた。

上記の通り、要望書については、その記載が事実無根であつたとは考えにくく、これによって店長と元店員らの証言が裏付けられている。また、たとえショップで開催されたイベントでの試食と販売用に市が購入したオレンジであっても、申立人がそれを店内で食べてよいということにはならないと考えられる。

以上によれば、申立人が、ショップにおいて自分で代金を支払わず、オレンジや菓子などの商品を食べていたという事実や、菓子などの商品をポケットに入れて盗んだり、商品をX氏などに店長に無断で渡していたという事実について、サンテレビが真実であると信じたことには、少なくとも相当の理由があるということが出来る。

エ) 申立人の指示によるレジ袋の購入とその代金について

申立人がショップに対しレジ袋を、(直接にレジ袋の製造・販売業者から購入するのではなく) X氏が勤務していた広告代理店を通して購入するように一方的に指示し、それに従い購入したところ(予定の)8倍近い価格であつたという事実摘示にあつて、サンテレビは、店長と三セクの支配人から証言を得ており、さらに三セクに対するレジ袋の見積書などの資料も入手していた。この資料の中には、広告代理店の見積

額と三セクの発注予定金額を比較した書類があった。それによると、オリジナルレジ袋40号の単価について、広告代理店では25円となっていたが、三セクの発注予定金額は3.25円と記載されていた。これが、レジ袋の代金が予定していた単価に比べて約8倍であったという店長の証言を裏付けていた。また、三セクの支配人からも、同見積書に記載されたナイロンのレジ袋の価格は、「通常で作る8倍」だったという証言を得ており、両者の証言は一致していた。また、サンテレビは、申立人の一方的な指示により、当該広告代理店からレジ袋を購入することになったという事実についても、店長と支配人の証言が一致していたと説明している。

サンテレビの取材によれば、三セクとしてはショップのレジ袋をこれまで取引のあった業者から購入する予定でいたところ、2019年1月9日、申立人からレジ袋の準備について電話で確認があった。三セクが、すでに業者と準備を進めていると返事をしたところ、申立人から、ショップのオープンに間に合わせるため、申立人の知っている業者に製造を頼むしかないから地元業者への発注はやめるようにと言われた。三セクは、地元業者でも間に合うなどと説明したが、申立人が納得しなかったため、申立人に発注を任せることになった。その日の夕方、当該広告代理店から見積書が届いたが、ナイロン袋は通常で作る約8倍、紙袋も通常の3倍以上の価格だったので、三セクは、なぜそのようにレジ袋の代金が高額なのかと申立人に問い合わせたが、申立人から既に発注したと伝えられ、詳しい説明は聞けなかった。

サンテレビは、入手した資料によって、三セクが申立人に伝えたレジ袋や紙袋のうち、オリジナル紙袋の数は1,000枚を予定していたのに実際の発注では5,000枚に変更されていたことや、三セクが予定していたレジ袋の代金総額が約4万円であったのに、広告代理店から提出された見積書の代金総額は約63万円と約15倍も高額だったことも確認していた。そして、当該広告代理店の見積書の備考欄には、三セクが購入するショップ用の紙袋なのに、5,000枚のうち1,000枚だけがショップに届けられ、残る4,000枚は市役所に届けられることが明記されていた。

申立人は、放送前、三セクでレジ袋が準備できていなかったのも、当面の分として申立人が急ぎで少量を発注しただけであり、それで単価が高くなったと思うと説明していた。

サンテレビと申立人の言い分には食い違いがあるが、オープン時のショップのレジ袋が、X氏が勤務していた広告代理店を通して購入されたことが、申立人の一方的な指示によるものであったことは、店長と支配人の一致した証言により裏付けられ、ナイロン袋の価格が予定の約8倍であったことは、店長と支配人の一致した証言に加えて、広告代理店の見積額と三セクの発注予定金額を比較した書類によって裏付けられたという取材者の認識については、それを否定すべき事情は特段見当たらない。

また、サンテレビは、放送前に当時、申立人がX氏に目を掛けており、ショップの

店長で雇いたいと周囲に話していたことを、三セクの関係者らへの取材で確認していた。

さらに、放送後であるが、2024年4月24日の百条委員会で、三セクの支配人は、ショップのプロポーザルの前に、申立人から知り合いの女性が転職先を探していると告げられたこと、三セクがショップの運営をすることが決まった後、X氏を「それなりのポジションで雇って欲しい」と頼まれたが、すでに店長と副店長が決まっていたため、その事情を説明して断ったという趣旨の証言をした。支配人にこれについて虚偽の証言をする動機があるとは考えにくく、そのうえ百条委員会の虚偽の証言には罰則があるため、この支配人の証言の信用性は高く、真実であると認めることができる。

このことから、サンテレビが、申立人には目を掛けていたX氏が勤務する広告代理店にショップのレジ袋を発注する動機があったと考え、また、三セクは1,000枚の紙袋を発注する予定だったのに実際には5,000枚が発注され、そのうち4,000枚が市役所に届けられることになっていたという不自然な点もあったことから、レジ袋が準備できていなかったため急ぎで少量を発注したという申立人の言い分をそのまま信用することはできないと判断したことには十分な理由があったと認められる。

以上の事実関係に加えて、市の第三者委報告書により、申立人による魅力創生課の業務遂行が独断専行的で、市の幹部も含めて誰も口出しができない状況に陥っていたことが明らかにされていたことからみても、申立人が、正当な理由なく、レジ袋の発注先を広告代理店にするよう三セクに強いた結果、三セクは、予定の8倍という割高なレジ袋を購入することになったという事実について、サンテレビがこれを真実であると信じたことには、少なくとも相当の理由があるといえることができる。

オ) 本件契約解除の背景ときっかけについて

まず、本件契約解除の背景について、サンテレビは、申立人がX氏をショップの店長にしたいという動機があったからであるという趣旨の報道をした。これに対し、申立人は、そのような要望をしたことはないと反論している。しかし、上記エ)の通り、サンテレビは、放送前に、X氏をショップの店長で雇いたいという申立人の意向を証明する証言を入手しており、申立人にはショップの運営について、市と三セクの契約を解除し、別の事業者がショップの運営を任せることや、その事業者がX氏をショップの店長として雇わせたいという動機があると考えていた。

次に、本件契約解除と本件承認取消のきっかけについてみると、サンテレビは、3月5日に要望書が社長に提出されたことに加えて、ショップの手違いでFAXによりいくつかの関連業者に流出したため、申立人が名誉毀損だとして立腹したことだったという趣旨の報道をした。

このうち要望書の関連業者への送信について、申立人は、ショップの手違いではなく、故意による申立人に対する嫌がらせだったと反論している。

これに対してサンテレビは、店長が社長に要望書を提出するためショップを出るとき、ショップのスタッフに三セクに報告するため要望書をFAXで送信するよう指示したが、そのスタッフが店長の指示を取り違え、関連業者に報告するのだと勘違いして要望書を送信したものであり、そのスタッフ本人も勘違いによるものだったと認めていたと説明している。

このほか、申立人は、【前編】の中で3月5日から17日後に三セクが契約解除され、ふるさと納税の事業者からも除外されたというナレーションについて、ヒアリングにおいて、三セクの契約解除が決まったのは4月16日であり、ふるさと納税取消は3月26日頃だったと反論した。当該ナレーションについては、申立人の主張の通り、不正確であった。3月5日から17日後に三セクに届いたのは「契約解除の予告」であった。サンテレビも、3月22日付の市の通知について、委託された業務の履行と事故等についての市への報告など、三セクに対する指示が記載されており、それが3月30日までに行われない場合、契約を解除すると記載されていたことは取材を通じて認識していたはずである。

ただし、【前編】において、本件契約解除や本件承認取消の日付が3月から4月のいつであったのかは、摘示事実の重要な部分とはいえない。重要な部分として真実性又は相当性について証明を要するのは、本件契約解除と本件承認取消のきっかけが何だったかである。

これについて申立人は、書面やヒアリングを通じて、本件契約解除は、要望書の社長への提出とその関連業者への送信とは関係がなく、ショップの運営に問題があり、3月中、三セクに改善指示を2回出したにもかかわらず、改善されなかったからであり、特にショップの販売商品について、市と協議のうえ決定することになっていたのに、商品一覧がメールで送られてきたものの、市役所における協議に応じる姿勢が三セクにはなかったので、4月16日に市役所で行われた関係当事者（三セクの室長と社員、三セクを所管する農林水産部長、企画情報部長等と申立人）による協議の末、ショップの運営委託について契約解除が決定したと反論している。

これに対しサンテレビは、書面やヒアリングを通じて、申立人の反論を次のように否定している。サンテレビは、要望書が関連業者に送信されたことを知り、立腹した申立人から3月7日に店長にかかってきた電話の内容を、その音声データで確認していた。申立人は、その電話で、店長に、名誉毀損の「犯人」を突き止めて訴えるということや、三セクのふるさと納税の取引を止めると伝えていた。また、サンテレビの取材によれば、申立人は、同じ日に三セクの社員を呼び出し、「犯人」を突き止めるため、ショップの店員らの履歴書など資料の提出を求めただけでなく、三セクはふるさ

と納税の取引ができなくなり、ショップの契約も解除になるなどと伝えていた。さらに、申立人は、3月9日、要望書を関連業者に送信したスタッフが判明したことを受けて、市役所に三セクの室長と支配人を呼び出し、当該スタッフからの謝罪と反省文の提出に加え、要望書が送信された関連業者にその内容は事実無根であったと説明し、謝罪して回ることを要求した。当該スタッフはまもなく退職してしまったため、支配人と店長が代わりに謝罪に回った。その後、3月22日に本件契約解除を予告する通知が、26日に本件承認取消を予告する3月25日付けの通知が三セクに届いた。この通知に、その理由として「貴社は『市又は他の参加事業者の名誉を棄損する行為等他の事業者等の迷惑になる行為等』を行いましたので、参加事業者として適当でない」と認めると記載されていた。また、3月30日までに名誉回復等の措置を講じ参加事業者として適当であると認められた場合、承認取消は行わないという記載もあった。

【前編】の中で、この通知に「名誉を棄損する行為」と記載することについて、「他の部長クラスの方は消しなさいと言ったけども元課長が押し切ったと聞いていますね」という店長の証言の音声とそのテロップが放送された。

4月16日、三セクの室長と社員が市役所で開催された会議に呼び出され、申立人から謝罪に加えて、ショップのスタッフを入れ替えるよう要求された。この日に、本件契約解除と本件承認取消が最終的に決定した。サンテレビは、この会議に出席した三セクの社員が支配人に提出した報告書により、そこで起きたことの詳細を確認していた。この報告書は、本件契約解除と本件承認取消が当該会議で決定した事項を上司に説明するために作成された。三セクの室長に加えて、農林水産部長もこの会議に出席していたため、支配人はこの報告書の内容について彼らに確認をとることが容易であったことからみて、そこに記載された、申立人から、謝罪に加えて、ショップのスタッフを入れ替えるよう三セクが要求されたという事実について、虚偽であったとは考えにくい。

本件契約解除の理由が契約不履行、とりわけ市との協議に応じる姿勢がなかったことだという申立人の説明について、サンテレビは、市の改善の要求に対して三セクとしては誠意をもって対応したつもりであり、なぜ契約が解除されたのかその理由がわからないという支配人と店長の証言も得ていた。

以上の事実関係によれば、4月16日に申立人が三セクの室長と社員らに謝罪を求めたのは、ショップ運営の契約不履行についてではなく、ショップから要望書が社長に提出されただけでなく、それが関連業者に送信されたことについてであり、本件契約解除と本件承認取消は、それに対する申立人の報復だったというサンテレビの認識は不自然とはいえない。ショップがオープンしてから3カ月もたっていなかったことを考えれば、本件契約解除を、契約不履行のためだったとする申立人の説明には違和感がある。申立人は、要望書の関連業者への送信を名誉毀損だとして警察に相談した

ことを認めている。このことから、要望書の関連業者への送信について、申立人がいかに立腹していたかがわかる。本件承認取消についても、通知に記載された理由は、第三者委報告書も指摘するように、不明確で合理性を欠いていたといわざるをえない。

以上を総合すれば、本件契約解除の背景には、ショップの運営を別の事業者任せ、その事業者にX氏をショップの店長として雇わせたいという申立人の意向があり、また、本件契約解除と本件承認取消の直接のきっかけは、店長が三セクの社長に要望書を提出したことに加えて、それが関連業者に送信されたため、申立人が名誉毀損だとして立腹したことだったという事実について、サンテレビがこれを真実であると信じたことには、少なくとも相当の理由があるといえることができる。

カ) 悪い噂を否定する店長の証言

サンテレビは、店長がショップの売り上げを抜いていたなどと申立人が業者などに話していたという第三者の証言を得ていた。そして、放送前、申立人に確認を求めたところ、申立人から当該証言と同じ内容の説明がなされた。申立人は、サンテレビに対し、店長がペーパーカンパニーをつくり、そこからショップに8,000万円もの仕入れをすることで、例えば2割を抜いていたら、1,600万円になり普通ではありえないと利益の中抜きについて説明した。

サンテレビは、この取材の直後、申立人のこのような証言内容を確認するため、店長の会社の決算書や明細、三セクの決算書を入手し分析したところ、それらの証拠から、店長の会社は2017年11月に設立され、淡路島の特産品を扱い、三セクにもそれを納品しており、ペーパーカンパニーではないことを確認していた。また、ショップの商品がこの会社から仕入れられていたが、この会社はもともと三セクと取引があり、店長は、その取引を継続することや、ショップの商品もこの会社から仕入れることを前提として、1年間という期限付きの嘱託としてショップの店長になることを引き受けたことを確認していた。サンテレビは、三セクがこの会社から仕入れた額のほとんどは、「淡路牛の切り落とし」などのふるさと納税関連の特産品であることを確認し、店長の証言が真実であるとの確信を得たので本件放送に至ったと説明している。

これに対し、申立人は、放送前にはサンテレビに店長がショップの売り上げを抜いていたなどと説明していたのに、放送後に委員会に提出した書面では、店長についてショップの売り上げを抜いていたなどの噂を流したことはないと反論しており、放送前と後で言い分が正反対になっている。また、申立人は、ショップが店長の会社から商品を仕入れたことを契約違反だと主張しているが、サンテレビは、店長から、ショップが店長の会社から例外的に商品を仕入れることについて、申立人も事前に了解していたはずだという証言を得ていた。

以上を総合すると、申立人は、店長がショップの売り上げを抜いていたという噂と

整合する証言を放送前にしていたが、サンテレビは、申立人のそのような認識が虚偽であると確認できる証拠として、店長の証言に加えて、店長の会社の決算書や明細、三セクの決算書などを入手していた。このことから、サンテレビが、この噂を否定する店長の証言を真実であると信じたことには、少なくとも相当の理由があるといえることができる。

キ) 牛肉やハンバーグの公金による送付について

本件放送は、2018年11月に開催された市主催の2日間のイベントにおいて、終了間際、申立人の指示で三セクが発注し、余った牛肉の一部が申立人の家族と2人の知人（そのうちの1人はX氏）に送付されたことと、その代金が三セクから市に請求され公金で支払われ、申立人が牛肉の代金や送料を支払っていなかったという事実を店長の証言などを用いて放送した。また、申立人が、2017年6月にX氏に宛ててハンバーグを送っており、「ふるさと納税関連の請求書に混ぜ込んで、公金でX氏にハンバーグを送るなど、常態化していた」という店長の証言があることがナレーションで説明され、「常態化していたと指摘」というテロップも表示された。

このうち、牛肉の公金による送付について、サンテレビは、このイベントに関与していた目撃者や、ショップ開店前でこのイベントの三セクの業務を手伝った店長の証言などを手がかりに次のように主張している。このイベントは、大手の広告代理店が運営事業者となり、三セクは、肉の仕入れなどを担当していた。このイベントでは、運営事業者がサイコロステーキ20キログラムを三セクに注文した。2日目の終了間際、申立人が運営事業者の担当者に肉の追加を申し入れたが、当該担当者は予算に限りがあり、来場者の様子からも肉が余るとしてこの申し入れを拒んだ。そこで、申立人は、三セクの社員に追加の肉を発注するよう依頼した。三セクがサイコロステーキは用意できないと回答したところ、申立人は焼肉用でもよいから10キログラムの牛肉を発注し、イベント会場に持ってくるよう指示した。納品された牛肉は、運営事業者の担当者が指摘した通り大半が余ったため、イベント会場から三セクへ運ばれ、申立人の依頼で三セクが冷蔵庫で保存した。申立人が、余った牛肉を家族と2人の知人（そのうちの1人はX氏）に送るよう、送り状に自筆で記入し発送した。サンテレビは、取材の過程でその送り状や、三セクの市に対するイベント経費（牛肉の代金を含む）の請求書の写しを入手していた。

これに対して、申立人は、イベントの「終了間際に頼んでいないし、指示したのは私ではない」、送った牛肉の代金は「店の入口で支払ったので二重請求ではないか」などと反論している。

当該事実摘示のうち、余った牛肉が終了間際に、申立人の指示で発注されたという事実について、申立人は否定しているが、サンテレビはイベントの目撃者と店長から

それを裏付ける証言を得ていた。店長は当日、イベントが開催された広場の近くにある三セクが運営するレストランが入っている建物において、牛肉を冷蔵庫に入れる作業やイベントの片づけを手伝っており、終了間際に牛肉を頼んでどうするのかと、スタッフの間で話題になったことを覚えていると証言している。

牛肉の代金について、自分が支払ったという申立人の反論に対し、サンテレビは、イベントで余った牛肉は、市のものなので三セクが販売することはできないし、イベントで余った牛肉の販売価格は設定されていないため、三セクの売店のレジを通すことはできなかったはずだと主張している。また、放送後、三セクの売店の伝票を出力したロールには、申立人が購入したと主張する牛肉が販売された記録も、3件分の送料が支払われた記録もなかったことがサンテレビによって確認されている。

市主催のイベントの終了間際、申立人の指示で三セクが発注し、余った牛肉が申立人の指示により三セクから家族と2人の知人に送付された経緯についてのサンテレビの説明は具体的である。イベントのために市の公金で購入された牛肉は、三セクが売店で販売できないという説明に不審な点はない。

イベントの終了間際、申立人の指示で三セクが牛肉を発注したことについては、目撃者と店長の証言がある。余った牛肉が申立人の指示で家族と2人の知人に送付された事実は、店長の証言に加えて、申立人の自筆による送り状の写しによって確認されていた。申立人も送付の事実は認めている。このイベント経費（牛肉の代金を含む）が公金から支出されたことは、三セクの請求書の写しによって確認されていた。そして、その請求書が、申立人の指示に従い作成されたという事実については、三セクに関わる複数人の証言が一致していたとサンテレビは説明している。

以上を総合すると、市主催のイベントの終了間際、申立人の指示で三セクが発注し、余った牛肉が申立人の指示により三セクから家族と2人の知人に送付されたという事実、そして、その牛肉の代金と送料が市の公金で支払われたという事実について、サンテレビがこれを真実であると信じたことには、少なくとも相当の理由があるということが出来る。

次に、本件放送が、上記の牛肉だけでなく、申立人が、2017年6月にX氏に宛ててハンバーグを送っていたという事実と、そうした物品のX氏への送付が「常態化していた」という事実を摘示したことについて検討する。

これについて、申立人は、ヒアリングにおいて、ふるさと納税関連の請求書に混ぜ込んで公金を私的に流用したことはないし、市の産品を季節に応じて送付することで東京都内の飲食店に営業をかけており、その代金は公金で支払っているが、その他に自己負担で送っていることもあると反論した。

サンテレビは、2017年6月、送付先が勤務先の住所であったとはいえハンバーグがX氏宛てに送られた際の送り状の写しを入手しており、また、申立人が2018

年11月の市主催のイベントの前から、X氏に物品を送っていたという証言を得ていたと主張している。このうち、2018年11月の市主催のイベントの前から、X氏に物品を送っていたという証言については、確実に真実とまでは確認できていない。ただし、「送り状」という物証がある2017年6月のハンバーグの送付と、上記の牛肉の送付と合わせれば、複数回、同様の物品をX氏に送付しており、しかも牛肉については、それが正当な市のPRとして会社を送付するのではなく、個人的な贈り物の色彩の強い個人宅への送付となっていた。サンテレビは、これをもって公金によるX氏への物品の送付が「常態化していた」ことの裏付けと考えていたようである。

しかし、牛肉とハンバーグがX氏に送付されていたという証言やそれを根拠づける物証があったとしても、これをもって公金によるX氏への物品の送付が「常態化していた」とまでいうのはいささか言い過ぎであり、これについてサンテレビが真実であると信じたことに相当の理由があるとはいえない。ただし、X氏への物品の送付が常態化していたという事実摘示は、申立人の数々の不正行為やその疑惑を取り上げた本件放送のごく一部に過ぎない。このため、この事実摘示の真実性又は相当性が認められないということだけをもって、本決定の結論として、本件放送に人権侵害があったとすることは相当でないとする。

ク) 広告事業発注先変更の経緯についての疑念の提示

本件放送は、市の広告事業の業務発注が、2019年秋、X氏が勤務していた広告代理店から、X氏が設立したばかりの企業に変更されたのは、申立人とX氏が親しい関係にあったからではないかという疑念を提示した。

本件のように、報道された事実が地方公務員の不祥事に関連する場合、その者の職務に係る行動は、出来る限り公開されることが必要であり、真実性又は相当性のある事実摘示を主要な基礎として、その経緯事実や周辺事実から推論した事実について、それを断定するのではなく、単にその疑いがあるという限度で報道したにとどまる場合には、市民、政党、市議会等あるいは司直の手によって更なる真実究明をする必要があることを社会に訴えるため、これを疑念として提示することは許容されるべきであり、事実そのものを証明しなくても、疑念として合理的な根拠があれば足りると解すべきである（東京高判決平成14年5月23日判時1798号81頁）。

上記の疑念の前提には、2019年、X氏の企業に発注先が変更され、2022年9月に市との取引が終了するまでに約4,600万円が支出されたという事実や、そうした支出のほとんどが随意契約であったという事実があった。これらの事実は、情報公開請求によりサンテレビが入手した市の公文書により確認されたことであり、真実であると認めることができる。

サンテレビは、こうした事実を主要な基礎として、2019年の広告事業発注先変

更の経緯について、申立人とX氏が親しい関係にあったからではないかという疑念を提示した。

これについて申立人は、X氏とは親しい仲ではないし、この変更は、取引していた広告代理店の営業担当者が病気でいなくなったためであると反論しており、それは【後編】で放送された。申立人によれば、X氏が広告代理店を退職し、その後任となった営業担当者が病気になり辞めてしまい、デザイナーはいても営業担当者がいないという状態になったため、X氏が設立した企業に発注先を変更することになった。

サンテレビは、X氏と同氏が勤務していた広告代理店に取材を試みたが、X氏は電話に出ず、広告代理店からは社長の折り返し電話がなかったため、取材が実現しておらず、申立人の反論を覆すことができるような証言を得ていなかった。

以上のことを踏まえて、広告事業発注先変更が、申立人とX氏が親しい関係にあったからではないかという疑念の提示に合理的な理由があったか否かについて判断する。サンテレビは、上記エ)の通り、ショップのオープン前から申立人がX氏に目を掛け、ショップの店長で雇いたいという意向があったことを複数の証言で確認していた。そして、サンテレビは、そのことが、オープン時、三セクにショップのレジ袋をX氏が勤務していた広告代理店に発注させた動機であり、さらに、三セクの本件契約解除と本件承認取消の背景にも、申立人のそのような意向があったと考えていた。

また、X氏が申立人と一緒に来店して、試食品として商品を勝手に客に渡していたという元店員らの証言があり、サンテレビは、それを裏付ける要望書を入手していた。そこには、X氏が、申立人と同じく売掛で弁当を購入したとの記載があった。X氏は、商品を勝手に客に渡したり、弁当を売掛で購入するなど、ショップにおいて申立人と同様の振る舞いをしていたことになる。この他、2018年11月の公金による牛肉の送付先が、家族と2人の知人であり、X氏宛ての送付が、勤務先の広告代理店ではなく、自宅であったこともサンテレビは確認していた。この牛肉の送付が、市のPRというより、個人的な贈り物の色彩が強かったことは上記の通りである。

【後編】では、2023年9月19日の市議会で、ある市議から、市が「元課長の親しい女性」(X氏)が経営する企業に業務発注を決裁し続けたことについてどのように考えるかという質問がなされ、総務部長が「答弁を差し控えさせていただきます」と発言する場面の映像が用いられた。市議会では、広告事業発注先変更の経緯が、申立人とX氏が親しい関係にあったからだという事実は肯定も、否定もされていなかった。

以上のことを総合すると、たとえ申立人が主張するように、2019年秋にX氏が勤務していた広告代理店が、市の発注に対応できないような状況であったとしても、どうしてX氏が設立したばかりの企業に発注先を変更しなければならなかったのかという点に疑問は残る。サンテレビは、この疑問について、申立人とX氏が親しい関係

にあったからではないかという疑念を提示し、なぜこの企業に広告事業を依頼する必要があったのかについて、市による調査が求められると指摘した。上記のような取材結果が得られていたことからみて、本件放送に際し、申立人がこのようにサンテレビに疑われても仕方がない状況にあったといえる。サンテレビが、2019年秋、随意契約であることを利用して、申立人が恣意的にX氏の企業を選んだのではないかという疑念を抱いたとしてもやむを得ない程度の合理的な根拠があったと認めることができる。

ケ) 小括

以上から、本件放送における、申立人の社会的評価を低下させる事実摘示のほとんどは、真実であるとの証明があると認めることができるか、またはサンテレビがこれを真実であると信じたことには、少なくとも相当の理由があるといえることができる。

なお、申立人の社会的評価を低下させる事実摘示のうち、公金によるX氏への物品の送付が「常態化していた」ということについては、サンテレビが真実であると信じたことに相当の理由があるとはいえないが、申立人の数々の不正行為やその疑惑を取り上げた本件放送について、これだけをもって、本決定の結論として、本件放送に人権侵害があったとすることは相当でないと考えられる。また、2019年の広告事業発注先の変更が、申立人とX氏が親しい関係にあったからではないかという疑念を提示したことには、合理的な根拠があったと認めることができる。

以上のことから委員会は、本件放送が申立人の人権を侵害したとはいえないと判断する。

4. 放送倫理の観点からの検討

本件放送は、X氏に焦点をあてた構成とすることにより、申立人がX氏のために公金を私的に流用したり、市の広告事業などにおいてもX氏にいろいろな便宜を図るなど、公金の支出の仕方として問題があったのは、申立人がX氏に目を掛けていたからだという事実を摘示し、2019年秋の広告事業発注先変更については、申立人とX氏が親しい関係にあったからではないかという疑念を提示した。

サンテレビは、ヒアリングにおいて委員会からの質問に対し、X氏と同氏が勤務していた広告代理店に取材を試みたが、X氏は電話に出ず、広告代理店からは社長の折り返し電話がなかったため、取材が実現していなかったと回答した。

委員会は、取材・報道にあたっては、対象となる人物に番組意図を明らかにしてその弁明を聞くことが原則であると指摘してきた（委員会決定第37号「群馬・行政書士会幹部不起訴報道」、委員会決定第51号「大阪市長選関連報道への申立て」、委員

会決定第78号「ペットサロン経営者からの申立て」等)。本件放送の主たる対象は、あくまでも申立人であり、本件放送の目的は、申立人の不正行為やその疑惑を提示し、更なる真実究明をする必要があることを社会に訴えることであり、申立人への直接取材は行われていた。

とはいえ、委員会は、X氏に番組全体の構成として焦点をあてるからには、番組の中でX氏の実名を示さず、映像で顔をモザイク処理して視聴者に特定されないための配慮をしていたとしても、X氏にも直接取材を行うよう努めなければならなかったと考える。また、X氏が勤務していた広告代理店への取材も、電話の折り返しがなければ、再度の問い合わせをすることが望ましかった。委員の一部には、サンテレビがX氏や同氏が勤務していた広告代理店への取材を試みながらも、取材が実現していなかったことについて、人権侵害又は放送倫理の観点から見て問題があるという意見があったことを付言しておく。

また、本件放送をX氏に焦点をあてた構成とすることは、本件契約解除の背景にX氏をショップの店長にしたいという申立人の意向があったということだけでなく、ショップのオープン時の申立人の指示によるレジ袋の購入、公金による牛肉やハンバーグの送付に加えて、市の広告事業発注先の変更など、申立人によるX氏のための公金の私的流用や広告事業の発注についての疑念を取り上げるうえで必要であったと考えられる。ただし、そうであったとしても、X氏への焦点のあて方が露骨であり、一部の視聴者に申立人とX氏が「親しい」以上の関係であると受け取らせかねず、放送倫理の観点からみて問題があるという意見が委員から出されたことを付言しておく。

委員会は、本件放送について、サンテレビが申立人の不正行為を取り上げるにあたって、申立人に加えて、X氏や同氏が勤務していた広告代理店への取材をすることが望ましかったと考えるが、それをもって放送倫理上の問題があるとは言えないと判断する。

Ⅲ. 結論

以上の通り、委員会は、本件放送による人権侵害はなく、また、本件放送に放送倫理上の問題があるとは言えないと判断する。

委員会は、サンテレビが、洲本市で管理職にあった地方公務員の不正や、それを許した市幹部らのリーダーシップの欠如という地域にとって重要な問題に果敢に取り組み、ローカル局に期待される役割を真摯に果たそうと努力してきた経緯を積極的に評価する。

ただし、本決定には、サンテレビがX氏や同氏が勤務していた広告代理店への取材を試みながらも、取材が実現していなかったことについて、人権侵害であるという反対意見、及び、放送倫理上の問題があるという反対意見が付されている。サンテレビには、委員会決定の結論だけを見て満足するのではなく、これらの反対意見の趣旨も踏まえて、今後、人権により配慮した番組をつくるよう努めることを要望する。

IV. 少数意見

本決定には、廣田智子委員長代行、そして松尾剛行委員・松田美佐委員・斉藤とも子委員の連名でそれぞれ少数意見がある。なお「少数意見」とは、委員会決定とは結論が異なるものである。

1. 廣田智子委員長代行の少数意見

(1) はじめに

本件放送は、多数意見が述べるように、第三者委が人的・時間的余裕がなく概括的な調査にとどまったとしているアンテナショップをめぐる問題や、ふるさと納税業務に深く関わっていた申立人の不正行為など、地域の重要な問題に果敢に取り組むもので、サンテレビがローカル局に期待される役割を果たそうと努力してきたことについては、私も積極的に評価している。だからこそ、この少数意見を述べるものである。

(2) X氏への物品の送付について

多数意見は、【後編】の、申立人のX氏への公金での物品の送付が常態化していたという事実摘示について、真実性または相当性を認めることはできないが、申立人の数々の不正行為やその疑惑を取り上げた本件放送のごく一部に過ぎないから、この事実摘示の真実性又は相当性が認められないということだけをもって、本決定の結論として、本件放送に人権侵害があったとすることは相当でないと考えるとしている。

しかし、申立人とX氏の関係に焦点があてられた本放送において、この事実摘示は、犯罪にも該当する行為が繰り返し何度も行われていたこと、しかもその動機がX氏と親しい関係にあったためであることを報じるものとする。申立人の名誉を毀損する程度も決して軽微ではないと言わざるを得ず、これを申立人の数々の不正行為やその疑惑を取り上げた本件放送のごく一部に過ぎないと言うことは難しいと考える。

元店長は、申立人と対立していた当事者であるし、三セクがアンテナショップの契約を解除されたことで店長の職を失っている。このような場合に、紛争の相手方である申立人の不正について話すときには、事実が誇張される可能性があるから、サンテレビは、元店長の「常態化」との証言について慎重に裏付け取材をする必要があった。

それができていないのであれば、牛肉とハンバーグの送付だけでも十分なニュースバリューがあるのだから、それを超えて「常態化」とまで報じる必要はなかった。

さらに言えば、ハンバーグの送付は、宛名はX氏であるが送付先は広告代理店であった。X氏の勤務する広告代理店はふるさと納税や洲本市のPR事業を担っており、X氏はそれを担当していたのだから、送付に業務上の理由があった可能性もある。しかし、サンテレビはX氏及び広告代理店ないし関係者への取材を行っていない。

こうしたことから、私は、サンテレビが、申立人のX氏への公金での物品の送付が常態化していたと報じたことについて、真実性及び相当性を認めることはできないのであるから、申立人に対して人権侵害があったと言わざるを得ないと考える。

(3) 広告代理店の変更について

【後編】で、市の広告事業の業務発注が、2019年秋、X氏が勤務していた広告代理店から、X氏が設立したばかりの企業に変更されたのは、申立人とX氏が親しい関係にあったからではないかという疑念が提示された。

この点について、多数意見は、サンテレビは、情報公開請求により市の公文書入手し、発注先の変更や2022年9月の取引終了までの間に約4,600万円の支出がされていたとの事実、そうした支出のほとんどが随意契約であったという事実を確認しており、こうした真実と認められる事実を主要な基礎としたうえで、広告事業発注先の変更について、その他の取材結果をふまえ申立人とX氏が親しい関係にあったからではないかという疑念を提示したことには合理的な根拠があったと認められ、人権侵害があったとはいえないし、本件放送の主たる対象の申立人への直接取材は行われていたから、X氏や広告代理店に対する取材が実現していなかったことについて、取材をすることが望ましかったと考えるが、それをもって放送倫理上の問題があるとは言えないと判断している。

しかし、放送で摘示した事実や疑念に対していかなる取材をすべきであったかが問われるのであって、放送の主たる対象者への取材のみならず、周辺取材が重要な場合がある。広告代理店変更の経緯、理由について、申立人は、放送前のサンテレビの取材に対し、広告代理店側の状況等について具体的かつ詳細に理由を述べているのだから、サンテレビは、それが事実かどうか、X氏及び広告代理店ないし関係者に取材し、確認することは必要であったと考える。

また、疑念の提示であったとしても申立人の社会的評価は低下するのだから、私は、申立人に対する関係においても、取材を尽くすべきであったと言うべきと考える。

調査報道は、疑念を持つことから始まる。もし疑念を力として、もう一步取材をしていれば、本件放送で示された疑念自体が払しょくされた可能性もある。本件放送日に放送をしなければならなかった必要性があったとも認められない。

サンテレビは、真実に迫る努力を続けるべきであり、いずれも一度、X氏は電話に出ず、広告代理店からは社長の折り返し電話がなかったという段階で、疑念があることをそのままに放送したことについて、放送倫理上の問題があると言わざるを得ない。

(4) サンテレビに期待すること

サンテレビは、総務省が洲本市をふるさと納税の制度から2年間除外すると発表し

た翌日、まず地元の観光や漁業、農業関係者らに目を向け、影響を報じる特集を放送した。サンテレビの、地元住民の生活に密着した報道姿勢が伺える。そして、なぜ市民が多大な影響を受ける事態になったのか、洲本市における数々の不正の疑いを調査、取材し、市長に直接問うインタビューを放送したり、議会議事録の黒塗りの部分について当該議員に直接聞き内容を公にするなど、果敢に取り組み積極的に放送してきた。

そして、市が設置したふるさと納税についての第三者委が、申立人への権限集中や法令違反等の問題を指摘した最終報告書を公表すると、サンテレビは、その19日後に、申立人の不正行為についての本件放送を行った。

洲本市という限られた地域社会において、多くの市民に影響のあった問題であり、市民の利害関係も錯綜し、様々な憶測や噂話がとびかっただであろうなか、報道のプロが、真実に迫り、裏取りされた確かな事実を報じることは、地域住民が求めていることであるし、地域の放送局の責務である。それをサンテレビは行っていた。

しかし、報道することに大きな意味があり、手ごたえのある問題に果敢に取り組むほど、勇み足になりがちである。勢いがあるときほど、報道のスピードを緩めたり、慎重にならなければならないときがあるが、それには勇気や事実に対する謙虚さが必要である。本件はそれらが足りなかったために、問題となったものとする。

洲本市はふるさと納税事業に復帰できていないし、ふるさと納税やアンテナショップなどの事業をめぐる問題は、まだ決着しておらず、視聴者はサンテレビの続報に期待している。サンテレビには引き続き、果敢に取り組むことが望まれるからこそ、いま一度、取材を尽くし事実確認をする、確認できた事実を正確に伝えるという基本に立ち返り、より勢いのある報道をしていただきたいと、少数意見を述べるものである。

2. 松尾剛行委員・松田美佐委員・斉藤とも子委員の少数意見

(1) 結論

我々は、申立人との関係では、本件放送による人権侵害はなく、また、本件放送に放送倫理上の問題があるとは言えないという決定（多数意見）の結論及び理由付けについて賛同するものである。しかし、X氏に関する取材不足については、放送倫理上の問題があると考え（そこで、決定Ⅱ-4がX氏との関係での放送倫理上の問題を否定している部分については賛同することができない。）。加えて、そのような放送倫理上の問題のある本件放送について、現在に至ってもインターネット上（サンテレビのYouTube公式チャンネル）において配信が継続されていることは由々しき問題であることから、サンテレビにおいてはこれを速やかに取り下げるべきであると考え。

以下、決定の略語を利用して説明する。

(2) X氏に関する取材不足について放送倫理上の問題があること

① X氏と申立人の間に「親しい」以上の関係があると示唆されていること

本件放送においては、X氏と申立人の関係に焦点を当て、申立人が来店するときにはX氏が同行したとして申立人とX氏が2人だけが映し出された映像を提示し、【前編】では、レジ袋を当時X氏が勤務していた広告代理店から約8倍の値段で購入したとか、本件契約解除の背景にはX氏を店長にしたいという申立人の意向があったとし、後編ではX氏に対する公金でのハンバーグ・牛肉等の送付が常態化していたとし、また、市の広告事業の業務発注が、2019年秋、X氏が勤務していた広告代理店から、X氏が設立したばかりの企業に変更され、2022年9月までに約4600万円を支出したという事実も摘示され、更に、市議会議員が、X氏が申立人と親しい女性だとしてX氏が設立したばかりの企業への公金支出の是非を追及する映像も放送している。

我々も、このような構成が、サンテレビとして公務員としての職務における公平性や公金の適正な支出という観点から問題と考え、かつ、それをサンテレビとして申立人が行ったと信じており、また、決定が認定したとおり、そのような認識にサンテレビが至ったことにも相応の理由があったところの申立人に関する摘示事実を視聴者に対してわかりやすく説明する上で必要であり、（X氏との関係で必要な取材がなされている限り）正当であった、とは考えている。

しかし、本件放送後編では概ね4種類のテロップが右上に表示されたところ、そのうち2つには「広告代理店女性に公金で高級和牛」「高級和牛が送られた広告代理店女性」という文言が含まれており、最後のテロップは「なぜ突然個人事業主に？企業Aと元課長との関係は？」となっている。また、現在YouTubeで公開されている本件放送後編のタイトルは「【独自】洲本市元職員の不正行為を内部告発～広告代理店女性に公金で高級和牛～ 情報公開請求で分かったお金の流れ」となっているなど、露骨にX

氏へ焦点を当てる構成となっている（なお、本件放送で性別が明示されるのは、この「女性」のみであり、申立人が男性であることもあり、不自然にX氏の性別が強調されている）。このことによって、女性であるX氏と申立人の間に「親しい」以上の関係があるとの示唆が強調されていると評さざるを得ない。

② X氏への直接取材が必要であり、これを行わなかったことに放送倫理上の問題があること

もちろん、我々も主要ではない登場人物についてまで常に取材をしなければならないとは考えない。しかし、サンテレビが本件放送を編集する際、上記のような構成、タイトル、テロップ等をあえて選択し、X氏と申立人の間に「親しい」以上の関係があると示唆したと評さざるを得ない状況では、X氏はまさに申立人に準じる、又は、申立人と同様の地位にある主要な登場人物である。

このような状況において、サンテレビは、X氏にも、X氏の勤務していた広告代理店にも取材を行わなかった。しかもその理由は単に、取材を試みたが、単にX氏は電話に出ず、広告代理店からは社長の折り返し電話がなかったただけであった。これでは、取材が著しく不十分と評さざるを得ない。

特に、サンテレビは、本件放送を調査報道であると主張している。真摯な調査報道において、取材はその一番の基本となるところである。

そのような観点から、決定Ⅱ-4が「X氏やX氏が勤務していた広告代理店への取材をすることが望ましかったと考えるが、それをもって放送倫理上の問題があるとは言えない」とすることについて、我々は賛同することができない。

我々は、このような状況においては、X氏または少なくともX氏の勤務していた広告代理店への直接取材が必要であり、これを行わないまま、サンテレビがX氏と申立人の間に「親しい」以上の関係があると示唆する構成で本件放送をしてしまったことには放送倫理上の問題があると考ええる。

（3）YouTube 動画配信の取り下げについて

このような、X氏への直接取材を行わないまま、X氏と申立人の間に「親しい」以上の関係があると示唆するという放送倫理上の問題がある本件放送が、現在に至ってもインターネット上（サンテレビのYouTube公式チャンネル）において配信が継続されている。我々は、これは由々しき問題であると考えており、サンテレビにおいてはこれを速やかに取り下げるべきと考える。

(4) 付言

なお、我々として、調査報道を萎縮させたいとは全く考えていない。しかし、サンテレビとしては調査報道たる本件放送をするにあたり、X氏への直接取材を行うか、または、X氏の位置付けをより重要性の低いものとするなど慎重に番組を制作すべきであった。今後は、このような観点を意識しながら、サンテレビ及び他の放送局が十分かつ丁寧な取材をした上での適正かつ有用な調査報道を継続することを期待したい。

V. 放送概要

被申立人が提出したDVDなどによると本件放送の概要は以下のとおり。

2023年9月26日（火）

内部告発【前編】洲本市元職員の不正行為～東京アンテナショップ元店員たちの証言と録音データ「現市長は知っていたはずだ…」～

映像・テロップ	音声（ナレーション）
<p style="text-align: center;">＜スタジオ＞</p> <p>＜タイトルスーパー＞</p> <p>証言と録音「現市長は知っていたはずだ…」</p> <p>【独自】洲本市元職員の不正行為を内部告発</p>	<p style="text-align: center;">（スタジオ リード）</p> <p>基準を超える高額な返礼品を寄付者に送っていたとして、ふるさと納税の制度から2年間除外されている洲本市についてです。</p> <p>この問題を巡って不適正な事務処理があったとして、市魅力創生課の元課長が今年3月に停職6カ月の懲戒処分を受け、その後、依願退職しています。</p> <p>この他にも不正行為があったとして、サンテレビに内部告発がありました。</p>
<p style="text-align: center;">＜インタビュー＞</p> <p>＜サイドスーパー＞</p> <p>独自 洲本市元職員の不正を内部告発 東京アンテナショップ元店員の証言</p> <p>サンテレビ本社／神戸市中央区</p> <p>内部告発</p> <p>洲本市が出資する第三セクターの元嘱託職員</p> <p>2019年 東京のアンテナショップの店長を務める</p> <p>アンテナショップ元店長</p> <p>※首から下</p> <p>Q元課長が会計前の品物を勝手に開ける・食べるという行為があった？</p>	<p>（NA）サンテレビの取材に応じたのは洲本市が出資する第三セクターの元嘱託職員で、2019年1月から5月まで東京のアンテナショップの店長を務めた男性です。</p> <p>（記者）「会計前の品物を勝手に開ける、食べるという行為があった？」</p>

<p>「これはもう来る度にありましたので間違いありません」</p> <p>「店舗で売っていたお弁当であったりとか 陳列されているお菓子類は食べていました」</p> <p>「一緒に連れてきている女性に渡したり 淡路島から連れてきた業者に渡したりしていた」</p> <p><店舗内の動画> (視聴者撮影)</p> <p>2019年/東京都千代田区有楽町 ふるさと納税に関連するシティープロモーション事業 洲本市のアンテナショップ ▽洲本市の第三セクターが運営</p> <p>魅力創生課 元課長 ※顔をボカシ処理</p> <p><インタビュー></p> <p>アンテナショップ元店長 ※首から下</p> <p>「東京に来てお弁当食べる時は、元課長以外のスタッフはお金をその場で払っている」</p> <p>※店内で飲食する元課長の映像を挿入</p> <p>「元課長が『お前ら仕事で来ているんだから別に払わなくてええ 税金で食ったらええねん』って言っていたが他のスタッフはお金払っていました」</p>	<p>(元店長)</p> <p>「はい。これはもう来る度にありましたので間違いありません」</p> <p>「店舗で売っていたお弁当であったりとか、あの一陳列されているお菓子類というのはもう食べていましたね」</p> <p>「一緒に連れてきている女性に渡したりとか、淡路島から連れてきた業者にお渡したりされていました」</p> <p>(NA)</p> <p>こちらは2019年洲本市の特産品を販売し、ふるさと納税をPRする東京のアンテナショップの様子です。</p> <p>市の第三セクターが運営していました。</p> <p>店に頻繁に出入りしていたのが、市のふるさと納税業務を担当していた魅力創生課元課長です。</p> <p>(元店長)</p> <p>「東京に来てお弁当を食べる時は、課長以外のスタッフは、お金をその場で払っているんですね」</p> <p>「元課長が『お前ら仕事で来ているんだから別に払わなくてええんじゃあ。税金で食ったらええねん』とっていましたが、他のスタッフはお金払っていました」</p>
---	---

<p style="text-align: center;">＜店内動画＞</p> <p>※元課長（顔ボカシ）</p> <p>「これ売り掛け（後払い）で」</p> <p style="text-align: center;">＜電話インタビュー＞</p> <p>同様の証言</p> <p>元店員Aさん</p> <p>「オレンジとか わしづかみにして開けてそのままバクバク食べていたりとか」</p> <p>※元課長の映像（店内、顔はボカシ処理）を挿入</p> <p>『これ売り物なのでお会計してください』ということをお知らせしたらニヤニヤして『ええやないか』と」</p> <p>元店員Bさん</p> <p>「元課長が店内のお菓子やスープを勝手に手に取って店内を食べ歩きされていました」</p> <p>店内に捨てられた菓子のゴミ</p> <p>「在庫の数が全く合わずそういった行為が（元課長が）東京に来られると頻繁にあったので」</p> <p>※元課長の映像（店内、顔はボカシ処理）を挿入</p> <p>「一言お声がけいただきたいと伝えたら『ケチケチするな ここは市のものや税金使って何が悪い』」</p> <p>元課長</p> <p>「賞味期限が切れたもので店長に許可をとって試食 全てレジを通してお金を払っている」と主張</p> <p>元店員Bさん</p> <p>「知らない女性が店を出入りしてしまして（洲本市の）法被を着られて常に</p>	<p>（元課長）※ボイスチェンジ</p> <p>「これ掛けで」</p> <p>（NA）当時の店員だった2人からも同様の証言が得られました。</p> <p>（元店員Aさん）※ボイスチェンジ</p> <p>「オレンジとか、わしづかみにして開けて、そのままバクバク食べていたりとか、</p> <p>それで、『これ売り物なのでお会計してください』ということをお知らせしたらなんかニヤニヤして『ええやないか』みたいな」</p> <p>（元店員Bさん）※ボイスチェンジ</p> <p>「課長が店内のお菓子ですとか、お弁当ですとか、スープですとか。</p> <p>勝手に手に取られて、店内を食べ歩きをされていました」</p> <p>「在庫の数が全く合わず、そういった行為が東京に来られると頻繁にあったので」</p> <p>「一言ちょっとお声がけいただきたいと言いましたら『ケチケチするな ここは市のものや』って。『税金使って何が悪い』って」</p> <p>（NA）</p> <p>サンテレビの取材に対して元課長は、「賞味期限が切れたもので、店長に許可をとって試食している。全てレジを通してお金を払っている」と主張しています。</p> <p>（元店員Bさん）※ボイスチェンジ</p> <p>「知らない女性が店を出入りをしてしまして。法被を着られて、課長と一緒に来られて」</p>
---	---

<p>元課長と一緒に来られて」</p> <p>※女性の映像（店内、顔ボカシ処理）を挿入</p> <p>「(女性は)『試食品です』って勝手に店内のものを客に渡していた」</p> <p>＜広告代理店の女性＞</p> <p>市のふるさと納税のPR事業担当</p> <p>広告代理店の女性</p> <p>＜サイドスーパー＞</p> <p>独自 洲本市元職員の不正を内部告発 市長に報告はあったのか？</p> <p>＜洲本市議会＞</p> <p>9月19日／洲本市議会</p> <p>広告代理店の女性に関する質問が</p> <p>洲本市議会 濱野隆議員</p> <p>「元課長が親しい女性をアンテナショップの店長として雇用するように強く要求したそうですが」</p> <p>「当時の社長はご存じだったのでしょうか」</p> <p>第三セクター社長を務める</p> <p>上崎勝規市長</p> <p>「当時の社長は私でございますが存じ上げておりません」</p> <p>元課長</p> <p>店長にするように要望していないと否定→両者の主張は食い違う</p> <p>※元課長と女性（店内）顔ボカシ処理</p>	<p>「『試食品です』って勝手に店内のものを渡していたりとか」</p> <p>(NA) この女性は市とふるさと納税のPR事業などを担っていた広告代理店の担当者でした。</p> <p>洲本市議会の一般質問でもこの女性に関する質問が。</p> <p>(濱野議員)</p> <p>「元課長が親しい女性をアンテナショップの店長として雇用するように強く要求したそうですが」、</p> <p>「このことは当時の社長はご存じだったのでしょうか。知っているか知らなかったかでお答えください」</p> <p>(議長)「上崎市長」</p> <p>(上崎市長)「当時の社長は私でございますが、存じ上げておりません」</p> <p>(NA) 元課長は、店長にするように要望していないと否定。主張は食い違っています。</p>
---	---

<p style="text-align: center;">＜インタビュー＞</p> <p>アンテナショップ元店長</p> <p>※首から下</p> <p>「何かしら広告代理店のお姉さんが間に入る 『レジ袋用意できているのか』と元課長から言われて」</p> <p>「『いつもの会社に言いますけど』と言ったら『いやここからとれと』」</p> <p>※レジ袋の見積書と注文書</p> <p>「その女の人の東京の広告代理店」</p> <p>「『広告代理店からレジ袋買うんですか』という話はした」</p> <p>「8倍近い値段で そこから買わされました」</p> <p>6月30日・単独インタビュー／洲本市役所</p> <p>上崎市長</p> <p>当時副市長</p> <p>2018年から第三セクターの社長 市長就任後も社長を務める 報告を受けていない</p> <p>6月30日・単独インタビュー／洲本市役所</p> <p>第三セクター社長を務める</p> <p>上崎勝規市長</p> <p>「（元課長の行動について） いかなることがあってもいけない」</p> <p>Q報告は受けていたのか？</p>	<p>（元店長）「何かしらその広告代理店のお姉さんが間に入るんですよ。レジ袋用意できているのかと課長から言われて」。</p> <p>「『あーいつもの会社に言いますけど』と言ったら、『いやここからとれ』と」</p> <p>「その女の人の広告代理店、東京の。『広告代理店からレジ袋買うんですか？』というみたいな話はしたんですよ」</p> <p>「見積もり請求来たら、8倍近い値段ですよ。そこから買わされましたけども」</p> <p>（NA）</p> <p>当時副市長だった上崎勝規市長。 この東京のアンテナショップを運営する第三セクターの社長を2018年から市長就任後も務めていますが、この問題について当初、報告を受けていないと話していました。</p> <p>（上崎市長）「いかなる場合であってもあってはいけない」</p> <p>（記者）「市長に何か報告はあがったりしていましたか」</p>
--	--

<p>「その部分で報告があったかという のは特に今覚えているものはない」 「東京にいませんので 一挙手一投足 を見ているわけではありませんから」 「ただ向こう（東京）にも管理する人 間はいたはずで」 「もし問題があるんでしたら 管理す る人間がきちんとすべきだったと」</p> <p><サイドスーパー> 独自 洲本市職員の不正を内部告発 告発者「市長は知っている」</p> <p>2019年3月5日</p> <p>東京から副市長室に 出向いて報告したと主張</p> <p>アンテナショップ元店長 ※首から下 Q元課長の所業などはすべて市長は理 解している？ 「はい しています」 「お昼休憩の時に『時間を取れるから お昼に帰って来い』って言われたんで す」</p> <p><市役所外観（音声）> 音声記録</p> <p>2019年3月5日 洲本市副市長室内の音声</p> <p>元店長 「すみません 申し訳ないです」 「失礼します」</p>	<p>（市長）「いや私にその部分で報告があったかというの は、特に今覚えているものはないですね」 「まあ東京にいませんので、一挙手一投足を見ているわけ ではありませんから」 「ただ向こうにも管理する人間はいたはずですので」 「その辺りは、もし問題があるんでしたら、管理する人間 がきちんとすべきだったのかなと」</p> <p>（NA） しかし元店長は、2019年3月5日、東京から副市長 室に出向いて報告したと主張します。</p> <p>（記者）元課長の所業などはすべて理解している （元店長） 「はい。しています」 「お昼休憩の時に『時間を取れるからお昼に帰って来い』 って言われたんです」</p> <p>（NA）その時の音声記録されています。</p> <p>（元店長） 「申し訳ないです。失礼します。すみません。 お忙しいところ失礼します」</p>
--	---

<p>上崎市長（社長） 「で？」</p>	<p>（上崎市長【社長】）「で？」</p>
<p>元店長「店長、無理やと」</p>	<p>（元店長）「店長、無理やと。</p>
<p>「言ってしまう額は額ですけど窃盗や横領じゃないですかと」</p>	<p>言ってしまう額は額ですけど、窃盗や横領じゃないですかと」</p>
<p>「お弁当ぱつととって食べているし並んでいる商品ぱつとポケット入れてとかちょっとひどすぎます」</p>	<p>「お弁当ぱつととって食べているし、並んでいる商品ぱつとポケット入れてとか。ちょっとひどすぎます」</p>
<p>元店長「もう店長や社員に言っても市に言っても話が通じなかったら警察行きたいんですということ」</p>	<p>「もう店長や社員に言っても市に言っても話が通じなかったら、警察行きたいんですということ」</p>
<p>上崎市長（社長）「ちょっと整理しよう 1つは具体的に弁当をただで食ったそれが1つな」</p>	<p>（市長【社長】）「ちょっと整理しよう。 1つは具体的に弁当をただで食った。それが1つな」</p>
<p>「それと？商品を盗んだ？」</p>	<p>「それと？商品をとった？」</p>
<p>元店長「はい」</p>	<p>（元店長）「はい」</p>
<p><告発文> 告発内容を記し社長に改善を求めた要望書の一部</p>	<p>（NA）上崎市長が受け取ったのは、店員たちが問題を告発し、社長に改善を求めた6枚の要望書でした。</p>
<p>上崎市長（社長）</p>	<p>（上崎市長【社長】）「こんなことは普通に許されたいかん。</p>
<p>「こんなことは普通に許されたいかん」 「ちょっと話は分かった ちょっと考えるわ」 「ちょっとコピー取らして また原本返すから」</p>	<p>「ちょっと話は分かった。 ちょっと考えるわ」 「ちょっとコピー取らして。また原本返すから」</p>
<p>【元店長】「分かりました すみません」</p>	<p>（元店長）「はい。分かりました。すみません」</p>
<p><インタビュー> 9月25日／洲本市役所 音声を確認してもらう</p>	<p>（NA） 報告を受けていないと話した上崎市長に、放送日前日の9月25日、この音声データを確認してもらいました。</p>
<p>第三セクター社長を務める</p>	<p>（記者）「このあと5～6分要望書を読み込まれていたが」</p>
<p>上崎勝規市長 Qこのあと5～6分要望書を読み込ま</p>	<p>（記者）「このあと5～6分要望書を読み込まれていたが」</p>

<p>れていたが？</p> <p>「その件は記憶にあります」</p> <p>Q 以前伺った時は報告がなかったと回答されたが？</p> <p>「それは多分誤っていたんだと思います 間違っていたんだと思います」</p> <p><サイドスーパー></p> <p>独自 洲本市元職員の不正を内部告発 元課長「全てが事実無根」と主張</p> <p>F A Xで関連業者に流出</p> <p>元課長から電話が</p> <p>※元課長の映像 (店内 顔ボカシ処理)</p> <p>2019年3月</p> <p>元課長と元店長の電話</p> <p><背景真っ黒 音声></p> <p>※元課長ボイスチェンジ</p> <p>元課長「もしもし ○○ (元課長) です 今F A X見よるねんけど 全然やってないことも書いてある」</p> <p>元店長「ほんまですか」</p> <p>元課長「うん」</p> <p>「マドレーヌも食べていない せんべいも試食のやつやと思うねん イチゴは悪いけど 傷んどったから試食にした」</p> <p>「俺から社長 (上崎市長) と話すわ1回」 「していないことまで書いてF A Xで流してしまっていたら その子責任とってくれるのかな」</p> <p>「(告発した) その子らもうクビ切って悪いけど」「クビやろ？」</p>	<p>(市長)「もうその件は記憶にあります」</p> <p>(記者)「記憶にあるということですね。以前伺った時には報告がないという言い方でしたね。完全に」</p> <p>(市長)「じゃあそれは多分誤っていたんだと思います。間違っていたんだと思います」</p> <p>(N A) アンテナショップの手違いで、この要望書がF A Xで関連業者に流出してしまったことで、元課長の手に渡り、元店長に電話がかかってきました。その時のやりとりが録音されています。</p> <p>(元課長)「もしもし。○○です」</p> <p>「今F A X見よるねんけど、全然やってないことも書いてあるけどな」</p> <p>(元店長)「ほんまですか」</p> <p>(元課長)「うん」</p> <p>「マドレーヌも食べてへん。せんべいは試食のやつやと思うねん」</p> <p>「イチゴは悪いけど、傷んどったから試食にしとるねん。売りもんにならんから」</p> <p>「俺から社長 (上崎市長) と話すわ1回」</p> <p>「していないことまで書いてF A Xで流してしまっていたら、その子責任とってくれるのかな」</p> <p>「その子らもうクビ切って。悪いけど。クビだぁ」</p>
---	---

<インタビュー>※首から下

アンテナショップ元店長

「(クビ切ってと) もともとそういう権限ないですよね」

「いくら我々その当時の会社が洲本市が筆頭株主といえ 元課長がいた魅力創生課っていうのは我々の会社の担当の課ではありませんので そういう人事権まであるはずがない」

「なので私ははっきり断りました」

<書類>

洲本市 3月末でアンテナショップの契約を解除

第三セクター

ふるさと納税の事業者からも除外
アンテナショップの店員の多くが雇い止めに

<インタビュー>※首から下

アンテナショップ元店長

「(上崎市長は) 社長でアンテナショップを閉めるにしても ふるさと納税指定業者から外される時も何もありませんでした」

「ふるさと納税の指定業者外されたら会社の売上げが何億円と下がる
普通社長であれば何かしますよね
言ってみれば背任行為じゃないのか
というくらいに私は思っています」

第三セクター社長を務める

上崎勝規市長

(元店長)

「(クビ切ってと) もともとそういう権限ないですよね」

「いくら我々その当時の会社が、洲本市が筆頭株主といえ、元課長がいた魅力創生課っていうのは我々の会社の担当の課ではありませんので」

「そういう人事権まであるはずがない」

「なので私ははっきり断りましたけども」

(NA) しかし、この17日後、第三セクターは東京のアンテナショップの契約を市から解除され、さらにふるさと納税の事業者からも除外。店員の多くが雇い止めに
なりました。

(元店長)

「社長ですし、アンテナショップを閉めるにしても、ふるさと納税指定業者から外される時も何もありませんでしたし」

「ふるさと納税の指定業者を外されたら会社の売上げが何億円と下がるんですよ」

「普通社長であれば何かしますよね。言ってみれば背任行為じゃないのかというくらいに私は思っていますけど」

(記者) 「これはもう見逃したということによろしいので」

<p>Q元課長の行動を見逃したのか？</p> <p>「見逃した？」</p> <p>「どういう状況でそれが起こってきたか100%見ていないので現場で」</p> <p>「だから片方の従業員の報告をもらったということの中では 元課長に『それはどうや』というところまで突き詰めて報告を求めていますので」</p> <p>「第三セクターの社長として責任があるかもしれない」</p> <p style="text-align: center;">＜元課長映像モザイク＞</p> <p>元課長</p> <p>FAXで文書が流出したことについて名誉棄損で訴えると主張</p> <p style="text-align: center;">＜インタビュー＞</p> <p>アンテナショップ元店長</p> <p>※首から下</p> <p>※市からの通知文章</p> <p>「(ふるさと納税) 契約解除の文言の中に『名誉を棄損する行為』とあったそれは他の部長クラスの方は消しなさいと言ったけども 元課長が押し切ったと聞いていますね」</p> <p>元店員Aさん</p> <p>電話インタビュー※ボイスチェンジ</p> <p>「『なめやがって』『目に物を見せてやるぞ』みたいなことを (元課長が) 言っていたんで なるほどねって」</p> <p>※元課長 (店内・顔ボカシ処理)</p> <p>「その挙句に雇い止めでしょ 急に (解雇することは) 決まっているんだな」</p>	<p>しょうか」</p> <p>(市長)「見逃した？」</p> <p>「どういう状況でそれが起こってきたかというようなことを100%見ていないので現場で」</p> <p>「だから片方の従業員の方からそのような報告をもらったということの中では、元課長の方から『それはどうや?』というところまで突き詰めて報告を求めていますので」</p> <p>「そこは三セクの社長としては責任があったのかもしれませんが」</p> <p>(NA) さらに元課長は、名誉棄損で訴えると主張したそうです。</p> <p>(元店長)</p> <p>「契約解除の文言の中に『名誉を棄損する行為』とあったんです」</p> <p>「それは他の部長クラスの方は消しなさいと言ったけども、元課長が押し切ったというふうに聞いていますね」</p> <p>(元店員Aさん)</p> <p>「『なめやがって』みたいな。『目に物を見せてやるぞ』みたいなことを言っていたので」</p> <p>「あーなるほどねって」</p> <p>「その挙句に雇い止めでしょ。急に。決まっているんだなと思ったし」</p>
--	--

<p>元店員Bさん</p> <p>※電話インタビュー・ボイスチェンジ</p> <p>「元店長が上崎市長に報告をしに行った後すぐだった」</p> <p>※元課長（店内・顔ボカシ処理）</p> <p>「好き放題に人の生活を壊してもいいっていうあまりにもひどい状況だったので」</p> <p>「これはちょっと黙っておけない」</p> <p>アンテナショップ元店長</p> <p>※首から下</p> <p>「全部悪者みたいにされているよと（業者から聞いた）」</p> <p>「お店の売り上げを抜いたりとか業者からキックバックを抜いていたと元課長が言い回っている」</p> <p>「絶対にしていません」</p> <p>＜元課長映像モザイク＞</p> <p>元課長</p> <p>告発内容について『噂は流していない』『全てが事実無根』と否定</p>	<p>（元店員Bさん）</p> <p>「店長が現市長に報告をしに行った後すぐだったので」</p> <p>「好き放題に人の生活を壊してもいいっていうあまりにもひどい状況だったので」</p> <p>「これはちょっと黙っておけないなって」</p> <p>（元店長）「全部悪者みたいにされているよと」</p> <p>「お店の売り上げを抜いたりとか、業者からキックバックを抜いていたんやと課長が言い回っているで」</p> <p>「絶対にしていません」</p> <p>（NA）一方、元課長は告発内容について「噂は流していない。全てが事実無根」と否定しています。</p>
<p>＜スタジオ＞</p> <p>＜サイドスーパー＞</p> <p>独自 内部告発</p> <p>洲本市元職員の不正行為</p>	<p>（キャスター）「元課長に電話をしたんですけどもすべて否定をされていました。レジ袋を広告代理店に頼むよう伝えたことについては店側が準備が間に合わなかったから準備をしたんだと主張していました。神先生、事実であれば大問題ですね」</p> <p>（コメンテーター）「無茶苦茶ですね。無茶苦茶すぎてピンと来ないくらい減茶苦茶ですけど、市長も毅然とした態度を取っていただかないと頼りないし、ほとんどの職員の</p>

<p><スタジオ・モニター> 洲本市の第三者調査委員会最後報告書 ※抜粋</p>	<p>方が真面目に働いていると思うので、でもこういったことがあると洲本市の評判がぐっと下がってしまうし、あと税金をね。必死に払ってきているんです。それを食いもんにするような発想は僕は許せないですけどね」</p> <p>(キャスター)</p> <p>「洲本市の一連の対応というのが問われていると私は思いますね。第三者調査委員会の最終報告書でも、この東京アンテナショップについて触れられているんですよ。例えば契約解除について、元課長個人との間での紛争が存在したと書いてあります。ふるさと納税の参加事業者の取り消しについては、極めて不明確で合理性を欠いており、正当な理由もなく特定事業者を排除した可能性が高いと記されています。あすのキャッチプラスでも続報をお伝えします。以上特集でした」</p>
--	--

2023年9月27日（水）

内部告発【後編】洲本市元職員の不正行為「公金で高級和牛を女性に」

～サンテレビの市への情報公開請求で分かったお金の流れ～

映像・テロップ	音声（ナレーション）
<p><スタジオ></p> <p>(タイトル)</p> <p>洲本市元職員が高級和牛を送った 女性の会社</p> <p>【独自】情報公開請求で見た金の流れ</p>	<p><スタジオ リード></p> <p>(キャスター)</p> <p>基準を超える高額な返礼品を寄付者に送っていたとして、ふるさと納税の制度から2年間除外されている洲本市についての特集です。</p> <p>(サブキャスター)</p> <p>この問題をめぐり不適正な事務処理があったとして、魅力創生課の元課長が停職6カ月の懲戒処分を受け、その後、依願退職しています。きのうに引き続き、内部告発による元課長の新たな疑惑をお伝えします。</p>
<p><前日の特集振り返り ショップ内></p> <p><サイドスーパー>きのうの特集内容</p>	<p>(本編VTRへ)</p> <p>(NA)</p>

<p>独自 洲本市元職員の不正を内部告発 広告代理店女性に公金で高級和牛 ※映像はアンテナショップ店内 洲本市のアンテナショップ／東京都千代田区有楽町</p> <p>洲本市 元店員らの内部告発 魅力創生課の元課長の疑惑 ※元課長（店内・顔ボカシ処理）</p> <p>＜ショップ内 女性・モザイク＞ 市のふるさと納税のPR事業を担う 広告代理店の女性</p> <p>＜インタビュー＞ アンテナショップ元店長 ※首から下 「一緒に連れてきている女性に（店の商品）渡したり淡路島から連れてきた業者さんにお渡ししたりしていた」</p> <p>サンテレビ本社／神戸市中央区 内部告発 洲本市が出資する第三セクターの元嘱託職員 2019年 東京のアンテナショップの店長を務める</p> <p>＜ショップ内 女性・モザイク＞ 洲本市は第三セクターの筆頭株主 元課長 ※元課長と女性（店内・顔ボカシ処理） 洲本市のふるさと納税PR事業を担っていた</p>	<p>洲本市のふるさと納税をPRする東京のアンテナショップの元店員らによる内部告発について報道。</p> <p>魅力創生課の元課長の疑惑について数々の証言を得ました。</p> <p>元課長が支払いをせずに店の商品を勝手に渡していたとされる相手の1人が、当時東京の広告代理店に勤めていた女性です。</p> <p>（アンテナショップ元店長） 「一緒に連れてきている女性に渡したりとか淡路島から連れてきた業者さんにお渡ししたりというのはされていきました」</p> <p>（NA） サンテレビの取材に応じたのは、洲本市が出資する第三セクターの元嘱託職員で2019年1月から5月まで東京のアンテナショップの店長を務めた男性です。</p> <p>市はこの第三セクターの筆頭株主でふるさと納税を担当する元課長は、PR事業を担っていた広告代理店の女性とともに店に出入りしていたそうです。</p>
--	---

<p>広告代理店の女性とともに店に出入りしていた</p> <p>＜電話インタビュー＞</p> <p>アンテナショップ元店員※ボイスチェンジ</p> <p>「『あの女性は誰なんだろう』と思って『市の職員ですか？』って元店長にお聞きしたところ『全く市の関係者ではない』ということだ」</p> <p>※女性（店内・顔ボカシ処理）</p> <p>「（その女性は）広告代理店の女性で全くの部外者が 商品やお店のレイアウトをしていた」</p> <p>＜イベントチラシ＞</p> <p>洲本市魅力発信プロジェクトFace bookより</p> <p>▽元店長もこの仕事を手伝っていた</p> <p>＜請求書＞</p> <p>サイコロステーキ</p> <p>元課長※店内・顔ボカシ処理</p> <p>イベントとは関係ない高級和牛の請求書</p> <p>＜インタビュー＞</p> <p>アンテナショップ元店長 ※首から下</p> <p>「終了間際にそれまでと違ってちょっと高いお肉を注文して取ってきてくれ</p> <p>※映像は請求書</p> <p>『終了間際にそんなに頼んでどうするんやろうな』と当時のスタッフみんな話をしていたのは覚えている」</p> <p>＜送り状＞</p> <p>元課長 自筆の送り状</p>	<p>（元店員）</p> <p>「『あの女性は誰なんだろう』と思って。『市の職員ですか？』って店長にお聞きしたところ、『全く市の関係者ではない』ということだ」</p> <p>「広告代理店の女性で全くの部外者が、お店の商品であったりとか、お店のレイアウトですとか」</p> <p>（NA）</p> <p>2018年11月、洲本市が主催し、市の第三セクターが運営を担ったイベントです。</p> <p>東京のアンテナショップがオープンする前で元店長もこの仕事を手伝っていました。</p> <p>イベントではサイコロステーキが販売されていましたが、元課長は、第三セクターの職員に対してイベントとは関係のない高級和牛を注文するよう依頼したそうです。</p> <p>（元店長）</p> <p>「終了間際に。えー、それまでと違ってちょっと高いお肉を注文して取ってきてくれと。</p> <p>『こんな終了間際にそんなに頼んでどうするんやろうな』と当時のスタッフみんな話をしていたのは覚えているんですね」</p> <p>（NA）</p> <p>元課長から渡された自筆の送り状。</p>
---	---

<p>広告代理店の女性の住所と名前</p> <p style="text-align: center;">＜インタビュー＞</p> <p>アンテナショップ元店長 ※首から下</p> <p>「肉は案の定余って 後日課長がご家族と東京の2人に送ってといてくれと」</p> <p>「送り状を書いていた」</p> <p style="text-align: center;">＜淡路ビーフイメージ＞</p> <p>イメージ</p>	<p>不審に思った元店長が送り状を確認すると、送り先には広告代理店の女性の住所と名前が。</p> <p>(元店長)</p> <p>「案の定肉が余って、後日課長がご家族と東京の方お2人に送ってといてくれって言って送り状を書いてしました」</p> <p>(NA)</p>
<p>高級和牛と発送代金</p> <p>第三セクターが後に洲本市に請求 →元課長から支払いなし</p> <p style="text-align: center;">＜インタビュー＞※首から下</p> <p>Q肉の支払いは公金で賄っている？</p> <p>アンテナショップ元店長</p> <p>「はい」</p> <p>Qという事は公金を私用した？</p> <p>「はい」</p> <p>「肉の仕入れに関しては魅力創生課から我々に依頼がきて 我々が業者に頼んで業者が我々に納品して肉はその冷蔵庫で預かっている」</p> <p>「後日それを我々は魅力創生課に請求する」</p>	<p>高級和牛の商品代金も発送代金も第三セクターが後に洲本市に請求していて、元課長から支払いはなかったそうです。</p> <p>(記者)「支払いってというのは公金で賄っている」</p> <p>(元店長)「はい」</p> <p>(記者)「ということは公金を私用したということですか」</p> <p>(元店長)「はい。はい」</p> <p>「その仕入れに関しては魅力創生課から我々に依頼が来て、我々が業者さんに頼んで業者さんが我々に納品してその冷蔵庫で預かっておくみたいなの」</p> <p>「後日、それを我々は魅力創生課に請求する」</p>
<p style="text-align: center;">＜ハンバーグ送り状＞</p> <p>ハンバーグ ※送り状</p> <p>ふるさと納税関連の請求書に混ぜ込んで</p> <p>広告代理店の女性に送られた</p> <p>※元課長 (店内・顔ボカシ処理)</p> <p>常態化していたと指摘</p>	<p>(NA)</p> <p>この他にもふるさと納税関連の請求書に混ぜ込んで広告代理店の女性に公金でハンバーグを送るなど常態化していたと元店長は指摘します。</p>

<電話インタビュー>※ボイスチェンジ

元課長

サンテレビの取材に対して

「終了間際に頼んでいないし 指示したのは私ではない」

「店の入り口でお金を払っているのに二重請求ではないか」と主張

<情報公開請求資料>

8月と9月に開示された資料

<サイドスーパー>

独自 高級和牛が送られた広告代理店女性
情報公開請求で見たお金の流れ

サンテレビ

7月31日 女性が勤めていた広告代理店と洲本市の

契約や決裁に関する資料の情報公開請求

洲本市が支払った総額 約6100万

円

※情報公開された資料をサンテレビが

集計

2016年度 約300万円 17年度 約1900万円 18年度 約2800万円 19年度 約1100万円

主にふるさと納税関連

洲本市

2019年11月21日の決裁以降
女性が勤めていた広告会社との取引が

一方、元課長はサンテレビの取材に対して、「終了間際に頼んでいないし、指示したのは私ではない」、

「店の入り口でお金を払っているのに二重請求ではないか」と主張しています。

サンテレビは、この女性が勤めていた広告代理店と洲本市との契約や決裁に関する資料について、情報公開請求を行いました。

その結果、

2016年度に300万円。17年度に1900万円。

18年度には約2800万円。19年度には1100万円が洲本市から広告代理店に支払われていました。

内容は、ふるさと納税関連のイベントや新聞広告、雑誌、ポリ袋などです。

しかし、2019年11月以降、この広告会社との取引は

<p>突然なくなる</p> <p>※契約書</p> <p>洲本市</p> <p>広告事業を別の企業A（仮称）に乗り換えた</p> <p>9月19日 洲本市議会</p> <p>洲本市議会 濱野 隆 議員</p> <p>「企業Aは法人なのか？」</p> <p>「個人事業主なのか？」</p> <p>「どういう業種なのか？」</p> <p>洲本市企画情報部 福島 太 部長</p> <p>「個人事業主となっております」</p> <p>「業種としては広告事業」</p> <p>「制作物のデザイン管理等を行っている事業者です」</p> <p><サイドスーパー></p> <p>独自 なぜ個人事業主Aに業務発注？</p> <p>情報公開請求で見たお金の流れ</p> <p>8月と9月に開示された資料</p> <p>▽これまで取引をしていた広告代理店の女性の名前が</p> <p>※元課長と女性の映像（店内・モザイク処理）</p> <p>企業A</p> <p>債権者登録をして市と取引を始めたのは、2019年10月31日。</p> <p>2020年 東京都内の企業A</p> <p>女性</p> <p>広告代理店を退職し 企業Aを立ち上</p>	<p>突然なくなります。</p> <p>このころと同じ時期に、洲本市は広告事業を別の企業Aに乗り換えました。</p> <p>(濱野議員)</p> <p>「この事業者が法人なのか、個人事業主なのか、 どういう業種なのか」</p> <p>「分かる範囲で結構ですので、教えてください」</p> <p>(企画情報部長)</p> <p>「個人事業主となっております」</p> <p>「業種につきましては、広告事業。 制作物のデザイン管理等を行っている事業者です」</p> <p>(NA)</p> <p>サンテレビが情報公開請求で入手した資料によりますと、 企業Aの代表者は、これまで取引をしていた広告代理店の 女性の名前が記されていました。</p> <p>洲本市によりますと、企業Aが債権者登録をして市と取引 を始めたのは、2019年10月31日。</p> <p>女性は広告代理店を退職し、企業Aを立ち上げたそうで</p>
--	--

<p>げた</p> <p>洲本市議会 濱野 隆 議員 「すべての書類に随意契約などの書類は存在していたのでしょうか」</p> <p>洲本市企画情報部 福島 太 部長 「契約書が必要な委託業務は1件」 「それについては契約書がございます」</p> <p>請求書 洲本市が企業Aに支払った総額 (市調べ) 2019年度から22年度の4年間で計4643万7710円</p> <p>洲本市 立ち上げて間もない個人事業主（企業A）に、これまでの広告事業を乗り換えた</p> <p>企業Aに関する資料 52件の決裁書や請求書などを入手 洲本市との契約書は1件のみ</p> <p>9月20日 洲本市議会</p> <p>洲本市議会 木元 寿夫 議員 「ちゃんと契約書が交わされているか、どうか」</p> <p>洲本市企画情報部 福島 太 部長 「契約書が必要な委託業務については契約書がございます」</p>	<p>す。</p> <p>(濱野議員) 「すべての書類に業務契約や随意契約などの必要不可欠な添付書類は存在していたのでしょうか」</p> <p>(企画情報部長) 「契約書が必要な委託業務は1件、それについては契約書がございます」</p> <p>(NA) 企業Aに支払われたのは、ふるさと納税をPRする読売新聞や朝日新聞の広告など、2019年度から22年度の4年間で合わせて4643万7710円。</p> <p>洲本市は、立ち上げて間もない個人事業主に、これまでの広告事業を乗り換えていました。</p> <p>サンテレビが情報公開請求で52件の決裁書や請求書などを入手しましたが、契約書は1件しかありませんでした。</p> <p>(木元議員) 「ちゃんと契約書が交わされているかどうか」</p> <p>(企画情報部長) 「契約書が必要な委託業務については、契約書がございます」</p>
---	---

<p>「広告業務などについては、契約書の必要のない業務なので、契約書はございません」</p> <p>洲本市議会 木元 寿夫 議員</p> <p>「これだけの金額を契約書もなしにですね」</p> <p>「ふるさと納税が中止になっているのにお付き合いしていた？」</p> <p>洲本市企画情報部 福島 太 部長</p> <p>「ふるさと納税が除外された以降も企業Aに対して支払いがございました」</p> <p>※契約書</p> <p>「内容といたしましては、るるぶ淡路島の印刷物、電子ブック修正など、追加などの作業をしていただいているもの」</p> <p>9月19日／洲本市議会</p> <p>洲本市議会 濱野 隆 議員</p> <p>「洲本市が、元課長の親しい女性が経営する企業Aへ、合計4600万円もの業務発注を決裁し続けたことについて、どのようにお考えですか？」</p> <p>洲本市総務部 山下直樹部長</p> <p>「今の議員のご質問については、私の方から答弁を差し控えさせていただきます」</p> <p>※元課長と女性（店内・顔ボカシ処理）</p> <p>元課長</p>	<p>「その他、広告業務等については契約書が必要のない発注業務となっておりますので、契約書はございません」</p> <p>（木元議員）</p> <p>「これだけの金額を契約書もなしにですね。いまだにふるさと納税が中止になっているのにお付き合いされていたんじゃないですか？」</p> <p>（企画情報部長）</p> <p>「ふるさと納税が除外された以降も、企業Aに対して支払いがございました」</p> <p>「内容といたしましては、るるぶ淡路島の印刷物、電子ブック。修正等、追加等の作業をしていただいているものがございます」</p> <p>（濱野議員）</p> <p>「洲本市が元課長の親しい女性が経営する企業Aへ、合計4600万円もの業務発注を決裁し続けたことについて、どのようにお考えですか？」</p> <p>（議長） 「山下総務部長」</p> <p>（総務部長）</p> <p>「…。えー、今の議員のご質問については、私の方からは答弁を差し控えさせていただきます」</p> <p>（NA） サンテレビの取材に対し元課長は、「企業Aの女性とは親しい仲ではない。」</p>
---	--

<p>「企業Aの女性とは親しい仲ではない」と主張</p> <p>元課長</p> <p>「取引していた広告代理店の担当者や営業担当が病気などでいなくなったので仕事をお願いした」と主張</p> <p>※契約書</p> <p>企業A</p> <p>ふるさと納税制度の指定停止から4カ月後の2022年9月29日を最後に市との取引はなし</p>	<p>取引していた広告代理店の担当者や営業担当が病気などでいなくなったので仕事をお願いした」と主張しています。</p> <p>企業Aは、ふるさと納税制度の指定停止から4カ月後の2022年9月29日を最後に市との取引はありません。</p>
<p><スタジオ></p> <p><サイドスーパー></p> <p>なぜ突然個人事業主に？</p> <p>企業Aと元課長との関係は？</p>	<p>(キャスター)「公金で女性などに肉を贈っていた疑惑については、元店長以外からも同様の証言が寄せられています。松岡さん、この問題についてどう思われますか」</p> <p>(コメンテーター)「うーん、この問題がこういう広がりを見せるというのはちょっと驚きでしたね。おっしゃったようにこれが事実であるならば見過ごすわけにはいかない問題かなと思います」</p> <p>(キャスター)「やはりこの事実解明というのが」</p> <p>(コメンテーター)「これいずれも公金が絡む問題であるということですよ」</p> <p>(キャスター)「そうですね」</p> <p>(コメンテーター)「そうであるならば個人の行為、元課長の行為として終わらせるということではできないでしょうね。やはりあの不自然な行為をチェックできなかった全体の問題、組織の問題というのも問われると思いますので、おっしゃったとおり事実の解明、欠かせないかなと」</p>

	<p>(キャスター) 「なぜ個人事業主に広告業務を依頼する必要があったのか、不適切な経緯はなかったのか。これから洲本市による調査が求められます。以上特集でした」</p>
--	--

VI. 申立人の主張と被申立人の答弁

提出書面およびヒアリングによると双方の主張と答弁は以下のように要約できる。

	申立人	被申立人（サンテレビ）
放送内容について	<p>■賞味期限切れの商品をアンテナショップ店長の許可を得て試食した。それ以外の商品はレジを通して代金を払っている。弁当の代金は市に請求するように伝えた。</p> <p>■店から持ち帰ったオレンジは、別のイベント用に市が購入した試食・販売促進用で店の売り物ではない。</p> <p>■他の市職員が同行していたのに、広告代理店の女性と2人だけの映像を放送した。悪意を感じる。</p> <p>■広告代理店の女性をアンテナショップの店長として雇用するように求める要望はしていない。</p> <p>■アンテナショップ側の開店準備が間に合わないから、レジ袋を広告代理店に注文した。「単価が8倍」の根拠を示すべき。</p> <p>■店長について、うわさを流していない。キックバックのうわさは、支配人に関してのこと。</p>	<p>■元課長（申立人）はアンテナショップで代金を払わずに弁当や菓子などを食べたり、店長に無断で商品などを広告代理店の女性に渡したりした。</p> <p>■元課長が代金を払わずに飲食した分は店の運営会社が市に請求した。元課長は店長に請求書の書き換えを指示していた。</p> <p>■店内では市内の農園から仕入れたオレンジを販売していた。元課長が持ち帰ったオレンジが、元課長が店外から持ち込んで販売していたものか否かは分からない。確実に言えるのは、店長に無断で持ち帰ったということ。</p> <p>■元課長が広告代理店の女性を店長にしたいと周囲に話していたことを取材で確認した。</p> <p>■元課長が店長にレジ袋を広告代理店から購入するよう指示し、単価が通常の8倍だったことを店長の証言と関係書類で確認した。</p> <p>■店長の証言では、元課長が「店の売り上げを抜いたり業者からのキックバックをもらったりしている」とのうわさを周囲に広めた。第三者の証言もある。</p>

	<p>■アンテナショップとの契約解除は市の決定事項（市長決裁）。従業員の雇用は三セクの判断だ。</p> <p>■FAXは誤送信ではない。私への嫌がらせだ。</p> <p>■ハンバーグや肉を買って家族や関係者に送っていた。公費を使ったというのは、一方的言い分だ。</p> <p>■イベントで肉の追加発注指示はしていない。肉の料金は店の入り口で支払った。</p>	<p>■契約解除などの直接のきっかけは、店長が社長に要望書を提出し、FAXの誤送信で関連業者に流出したことだ。元課長は要望書に関わった店員らの解雇を求めている。</p> <p>■元課長が代金を払わずに店で飲食するなど嫌がらせを繰り返したのは、アンテナショップの運営を別の業者にするためだった。第三者調査委員会の調査も、取り消し理由は極めて不明確で合理性を欠くとしている。</p> <p>■元課長が公金で肉などを贈っていたことは、店長だけではなく別の関係者も同様の証言をしている。</p> <p>■店長らの証言と送り状で、女性たちに肉などを送ったことを確認した。</p> <p>■（後で発注した）高級牛肉は商品ではないのでレジを通せない。放送後に入手した伝票に代金支払いの記録はなかった。</p>
<p>放送内容の公共性・公益性</p>	<p>■店長と市役所の関係、試食用オレンジの件など明らかに間違っている内容があり、容易に確認できるものも確認せずに放送している。間違った事実認識であり「放送の公共性」は成り立たない。</p> <p>■間違った事実認識や調査不足を認めず正当性を主張すること自体、公益性ではなく自社の利益追求に走っている証拠だ。</p> <p>■店長が個人的恨みで告発し、事業の失敗を責任転嫁しているだけの主張を、事実確</p>	<p>■9月26日と27日の放送は、地方自治体の管理職公務員が公金をいれて運営しているアンテナショップで対価を払わずに商品を取得し、その商品を知人に送付させた疑いを報じたもので、高度の公共性が認められる。</p> <p>■上記の放送は、元課長の主張にも言及するなど中立性に配慮しており、いたずらに元課長をおとしめることなく公益を図る目的を達している。</p>

	<p>認めせずに放送したことは個人をおとしめる行為で、公益性とはかけ離れた放送だ。</p>	
<p>内容の真実性及び相当性</p>	<p>■取材期間や情報公開の紙の枚数ではなく、関係者に確認すべきことを確認し客観的事実に基づいた放送か否かが重要だ。放送には多くの事実間違いがある。真実性・相当性は乏しい。</p>	<p>■放送内容は店長への取材時の供述や、複数店員の供述で裏付けられている。他方、元課長は商品の飲食や牛肉発送に関する事実をすべて否定しているが、具体的な証拠がない。店長らの証言や伝票の写し。録音。動画等の物証とも整合しない。従って放送内容は真実であり、少なくとも真実であると信じるに足る相当な理由がある。</p>
<p>放送局への要求</p>	<p>■番組などでの謝罪、謝罪動画の公開 ■当該ニュース動画の削除</p>	<p>■一連の疑惑については証言や物証があるものだけに限り、元課長や市長の証言も織り交ぜて伝えている。放送で元課長を糾弾し、処罰する意図は全くない。 ■9月26日・27日の放送では、元課長を洲本市魅力創生課元課長などと表記、映像には全て画像処理を施すなど、一定の配慮をしている。</p>

VII. 申立ての経緯と審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2023年 9月26日	サンテレビが当該番組の前編を放送
9月27日	サンテレビが当該番組の後編を放送
10月 4日	申立人、委員会に「申立書」提出
2024年 4月10日	サンテレビが委員会に「経緯と見解」提出
4月16日	第326回委員会で審理入り決定
5月10日	サンテレビが委員会に「答弁書」提出
5月21日	第327回委員会で審理
5月31日	申立人、委員会に「反論書」提出
6月13日	サンテレビが委員会に「再答弁書」提出
6月18日	第328回委員会で審理
7月 5日	起草委員による論点整理・質問作成
7月16日	第329回委員会で審理
8月20日	第330回委員会で審理
9月10日	第331回委員会でヒアリングと審理
10月 4日	第1回起草委員会
10月15日	第332回委員会で審理
10月29日	第2回起草委員会
11月13日	第3回起草委員会
11月19日	第333回委員会で審理
12月 4日	第4回起草委員会
12月13日	第5回起草委員会
12月17日	第334回委員会で審理
1月14日	第6回起草委員会
2025年 1月21日	第335回委員会で審理、次回委員会までに持ち回り確認で「委員会決定案」を了承することで合意
1月28日	「委員会決定案」了承
2月18日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	曾我部 真 裕
委員長代行	鈴木 秀 美
委員長代行	廣 田 智 子
委 員	大 谷 奈緒子
委 員	國 森 康 弘
委 員	斉 藤 とも子
委 員	野 村 裕
委 員	松 尾 剛 行
委 員	松 田 美 佐